

## 第17回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時：平成14年11月5日(火)午後1時30分から午後5時25分まで

開催場所：ウェルシティ長野2F「雲海」

出席委員：宮地委員長以下12名出席(高田委員、松岡委員欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは、お待たせ致しました。定刻となりましたので、只今から第17回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶を頂きたいと思っております。

宮地委員長

委員の皆様方、11月というのに異例の寒さになりましたけれども、お忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。第17回の検討委員会を始める訳でありますけれども、ご存知の通り、過日、角間川と駒沢川における部会審議が始まりました。これによって知事から諮問された全ての河川流域について、本格的な審議が開始されたこととなります。すでに審議中の5つの河川については、部会、小グループにおける審議が大詰めを迎えておる、まだすぐに答えが出るとは限りませんが、そういう状況でございます。本日はそれらの部会或は小グループからの報告を頂きますと共に、ワーキンググループの方からもご報告を頂きたいと思っております。また、特に検討委員会として審議が必要な事項がいくつかあると思っておりますが、そういうこととか、或は清川の流域についてまたご検討頂く、そういうふうなことで審議を進めて参りたいと思っております。本日はこれから5時までということで、あまり長い時間ではございませんけれども、ひとつ有効に時間を使って参りたいと思っておりますので、ご協力をお願いする次第でございます。どうぞよろしくお願い致します。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。それでは、事務局の方から委員の辞職についてご報告申し上げます。当委員会の浜康幸県議会議員は10月31日に議員辞職願を議長に提出しました。そして同日付で許可されました。同日、浜委員は当検討委員会委員の辞任願を知事に提出し、知事はこれを受理しました。これによりまして、当検討委員会の委員数は14名となりましたのでご報告致します。

それでは、只今の出席委員でございますが、14名中10名(2名遅刻)でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。なお、大熊委員さん、ちょっと道路事情の関係で30分ほど遅れて見えるというご連絡を頂いております。それから、議事に入って頂く前に資料の確認をお願いしたいと思っておりますが、お手元の右方に番号を振ってございますが、資料1幹事会名簿、資料2部会報告資料、それから、資料3の1として、清川小グループの経過報告、同じく清川の資料3の2です。それから、4の1、4の2と基本高水流量の決定、という資料でございます。それから資料5の1、利水ワーキングの報告ということで角間川関係、5の2が駒沢川関係でございます。それから資料6の1、6の2、これは森林ワーキンググループからの報告でございます。それと資料7、財政ワーキングからの報告ということで清川関係でございます。それから、一枚の用紙、訂正版としてお渡ししてありますが、これは森林ワーキング資料の11ページの、変遷調査の11ページの差し替え分ということでお願いしたいと思っております。以上ですが、よろしいでしょうか。それでは宮地委員長、進行の方をお願いしたいと思っております。

宮地委員長

はい。それでは、本日の議事録署名人を指名を致しますが、今回は高橋委員と竹内委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いを致します。それではまず報告事項に入ります。幹事会からの報告をお願い致します。幹事会、よろしく。

#### 高橋幹事長

政策秘書室長の高橋でございます。今回から私が幹事長ということで、やらせて頂きたいと思っております。他の委員につきましては、お手元にあります資料1の幹事名簿をご覧頂きたいと思っております。以上でございます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。幹事会の構成が少し変わったということでございます。それでは、部会の報告に入りますが、部会として、黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川、この5つが現在進行中でございますけれども、黒沢川どうもいろいろまだ委員会として審議をして欲しいというようなこともおありのようでございますので、審議の内容と並行してご報告を頂いた方が話がコンパクトになって良いんじゃないかと思っております、いかがなものでしょう、高橋部会長。

#### 高橋委員

並行、報告に対する審議ということですか。

#### 宮地委員長

報告と審議を繋げてやった方が話の内容が分かり易いだろうと。なるべく近い所で議論をしたいと、そう思っております。それでよろしゅうございますか。

それでは、部会の報告の部分については郷土沢川と上川、角間川、駒沢川、こういことでご報告を頂きたいと思っております。まず郷土沢川の竹内部会長、よろしく願います。

#### 竹内委員

それでは、私の方から郷土沢川部会についてこの間の状況を報告させていただきます。第1回から8回はすでに報告済みですので、第9回からの状況を報告致します。お手元の資料の7ページをご覧頂きたいと思っております。まず第9回の部会でございますが、9月25日開催を致しました。主な議事内容と致しましては、9月17日の検討委員会の審議再開を受けまして、部会にて再開の趣旨説明を行いました。それから、洪水対策の効果の検証を始めとする8つの論点について審議を致しました。論点の中で基本高水流量の検証の中で、治水安全度を1/30と決定を致しました。また、11月末を目処に報告をまとめることを確認致しました。第10回部会につきましては、10月17日開催致しました。主な議事内容につきましては、私の方から公聴会の運営方法について提案を致しました。前回の部会で残ってありました論点、自然環境の保全等についても審議を致しました。河川改修のイメージが湧きません様に部会の指示に依った河川改修単独案について質疑を行いました。続きまして、第11回の部会でございますけれども、10月28日、29日に開催を致しました。主な議事内容は、28日につきましては、森林管理局のご指導、ご協力を頂きまして、芦部川上流の国有林内の現地調査を行いました。翌、29日は豊丘村の上水道の現状と今後の水量、水質の予想・予定を視野に、村内にあります虻川からの取水、南部簡易水道から北部簡易水道への水道管の連絡、新規井戸の利用等について審議を致しました。郷土沢川の水を水道水に利用することについては、部会の同意が得られましたので、次回、利水ダムについて実現性を検討すべき費用、構造等について検討をする予定になっております。次回は利水ダムの検証と治水対策についてと、財政ワーキングの報告等について審議を予定しております。11月20日に公聴会を予定しておりますけれども、次回11月8日の部会の審議状況によっては延期する可能性もあるかもしれないという現況にあることをご報告申し上げておきたいと思っております。以上です。

#### 宮地委員長

ありがとうございました。ご質問等については、ちょっと、部会の報告を纏めてお願いを

したいと思っております。では、上川の植木部会長、お願い致します。

#### 植木委員

8ページからでございます。上川部会の報告を致します。第6回までの報告は9月17日に開催されましたこの委員会で報告済みでございますので、本日は第7回以降について、簡単に報告致します。第7回部会ですが、9月22日に開催されました。主な議事内容は各委員から提出された治水対策案について、幹事より効果や課題等についての資料が再提出され、これを議論したということになります。それから、前回に委員から提出された治水案を取りまとめた上川の治水対策案、これは神橋より下流部分ですが、これをたたき台として議論したということになります。3つ目として基本高水の計算方法についての疑問と再計算の要求があり、次回以降に議論する事を確認しております。この部会の最後の時点で浜部会長が部会長を辞任し、次回以降は私が部会長を務めるということで決まっております。それから、第8回部会ですが、10月24日に開催されております。主な議事内容は、前回積み残された治水対策案の効果や課題等を議論致しまして、幹事会から提出されました内容等々煮詰めたということがあります。それから、3人の特別委員から上川の総合的治水対策案が提出され、その説明が行われました。それから、11月30日を公聴会にするという決定がこの日に下されております。それから、次回上川の総合治水対策案を議論していこうということで、できれば次回の部会で部会長案を提案できればというような話まで進んでおります。それから、第9回の部会です。10月31日開催されました。前回積み残された問題について、種々議論を深めたということがあります。ほとんど総合治水対策案というものを1日議論したということになります。特に神橋下流と上流に分けて、更に流域全体の総合治水対策案というものについて議論したということになります。決定事項と致しましては、公聴会の実施方法を決めました。それから、次回、これまでの議論を踏まえて部会長案を提示するということが決まっております。以上でございます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。では、角間川の風間部会長、お願い致します。

#### 風間委員

第1回目の角間川部会が開催をされまして、10月18日金曜日の午前9時から開催を致しました。第1回目でございますので、角間川の治水・利水、及び部会に対する意見、そして抱負等を各委員から発表して頂いたというのが一点でございます。それから、幹事及び事務局の方から、角間川流域の概要説明、検討委員会の経緯、さらに、角間川に関する論点整理、こちらの方の説明をして頂いたところでございます。そしてまた、基本高水ワーキンググループというところから大熊委員が委員として出てきて頂いておりますので、大熊委員の方から基本高水についての概要の説明をして頂いたところでございます。午後になりまして、12時30分から現地調査に入りました。合計7箇所、落合の地すべり、そしてまた角間川のダムサイトの地点、夜間瀬川の星川橋近辺、伊沢川の水源、これは中野市の水源でありますけれど、この水源箇所、そして、八ヶ郷湧水組合が一番取水をしているところの八ヶ郷湧水取水箇所、さらには夜間瀬川の砂防事業箇所、また田麦の浄水場、これも中野市の水道でございますけれども、こちらの現場の調査を実施したところでございます。なお、部会長代理に竹内委員を指名させて頂きまして、部会のメンバーにつきましては、13ページに名簿が記載されてございますので、そちらをご覧頂きたいと存じます。第2回目の部会につきましては、明日になりますけれども、11月6日朝の10時から開催することになっております。内容につきましては、部会の進め方、そして森林、及び利水ワーキンググループからの報告、そしてまた特別委員の皆様方から出された疑問点、質問点に関する議論を重ねていきたいというふうに思っております。なお、この角間川部会につきましては、時間が大変制約されているという部分がございます。時間を有効に使うという観点から部会と部会との間、閉会中でありあますけれども、この閉会中にも質問を受け付けるという形を取らせて頂きました。現在のところでございますが、明

日発表になりますけれども、このような形で質問がよせられてございます。今のところ 92 の質問が出ているという状態でございます。順々にこれは整理して、また議論の中で役立てていきたいと、こんなふうに考えております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。では、駒沢川の藤原部会長、よろしく申し上げます。

藤原委員

10月17日に第1回の部会を致しました。その時には初めてということなので、各委員が自己紹介をすると共に意見を述べるというようなことを行いました。部会長代理として松岡さんを指名致しました。次いで、駒沢川流域の状況について治水の面、利水の面から説明を受け、また森林の状況についても説明を受けて質疑をしています。その次に部会の審議の在り方ということについて意見交換を致しました。いろいろな意見が出たんですが、その中で欠席された委員についてのことがちょっと問題になったということもあります。次に部会の進め方についてですが、審議の日程について事務局から説明されて、1月の末までに部会報告をまとめたいということで、確認をされております。午前中、それが終わりましたから、午後は、現地調査ということで、現地を回って参りました。第2回の部会は11月8日に行うことになっております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今の部会からのご報告について、何か質問とか補足の意見ございましたら、どうぞお出し頂きたいと思えます。どうぞ、松島(信)さん。

松島(信)委員

今度新しく2つの部会が発足した訳ですが、今までは特別委員に応募された人の作文、それが配布された。今度の場合はまだ配布されていないので、早くお願いしたいと思えます。

宮地委員長

前、配りましたかね。

田中治水・利水検討室長

もう既に配布したというつもりでおったんですが、まだでしたらちょっと確認して、そうでなければ早急にお配りするようにします。意見書ですね。応募された方の。

宮地委員長

応募された方の意見書でしょう。そうそう。なんかでもらいましたね。

田中治水・利水検討室長

特別委員さんにはお配りしたんですけど、委員さんには、ちょっと私の方の手違いかどうか分かりませんが、お配りしていないかもしれませんので、早急に確認して手配致します。すいませんでした。

宮地委員長

処置をしてください。お願い致します。どうぞ。石坂さん。

石坂委員

7ページの郷土沢川部会のご報告の中で、利水ダムについて、利水ワーキンググループで、費用、構造、実現性等について検証するよという問題提起なんですけど、この費用よということの意味は制度的な運用の可能性よよということなんでしょうか。試算はワーキ

ングでやるんですよね、財政ワーキングで。

竹内委員

ちょっと先程、財政ワーキングということを上申したんですけど、実はまだ、財政ワーキングの方で細かく検討していませんで、今日これ終わった後、ご相談しなければいけない部類でして、まだはっきりはしてません。一応、要望されているのは、基本的に郷土沢川の水を利用といいますかですね、利水として活用したいという強い思いがありまして、それが委員の大半の意見として出されたら、その中で利水ダムという方法、或はダムという大それたものでなくて、取水制限みたいなことの対応できないかと、いろいろな意見が出されまして、その可能性について制度的な面も含めて参考資料と言いますか、検討するに値するか、そのものを次回試算した上で出して欲しいということで、そういう意味のことです。出すか出さないかはワーキングの方ではまだ正式には検討してはございません。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

ここで言っている利水ワーキングというのは委員会のワーキングなのか。私が座長をやっているワーキングのことですか。それをちょっとお聞きしたんですけど。

竹内委員

申し訳ございません。財政とちょっと間違えました。利水の方については、利水の方で検討をするという話。

松島(貞)委員

利水ワーキングでやるべきことかなというふうに私は思ったんですが、部会からの要請は利水ワーキングでなくてもよくって、幹事会の方で資料を出して頂きたいということで話がまとまったということで、これは利水ワーキングを離れたというふうに私、解釈しているんだけど。利水ワーキングではなくて、幹事会でそのことを考えてくれるということでよろしいのだと思っております。

竹内委員

それで、財政ワーキングとの絡みですね、どっちがやるのかという論議があったんですけども、その後、部会が終わった後、幹事の皆さんとご相談をした結果、いずれにしても、検討できる資料として整えるについては、財政ワーキングにもしっかり、お金の問題ですから、お諮りすることも必要ではないかという話で一応終わってまして、今日、これが終わった後、できればそのことについてどうしたらいいかということ協議した上で、部会に臨みたいと、こういう経緯です。利水の方で検討した経緯があるということも含めて若干お話があったもんですから、そんな話も出たということで。

宮地委員長

利水の座長さん、それでよろしゅうございますか。

石坂委員

分かりました。部会の議論の一応、到達をお伺いしたかったということなので、今のところはそれで結構です。

宮地委員長

他に質問、ご意見、いかがでしょう。よろしゅうございますか。郷土沢川も上川もかなり具体的な問題を抱えておるようでございますが、ひとつ、ご審議を進めて頂きたい。角

間川と駒沢川の方、まだ始まったばかりですけれども、時間的に制約もあり、急ぐことが良いことではございませんけれども、角間川の質問なんか、ああいう新しいことをやられると割に有効かなという感じも致しますけれども、ひとつお考えおきを頂きたいと思えます。それでは部会の方、黒沢川、先程申しましたように、審議の方に後回しさせて頂きませう。もう一つは小グループからの報告がございますが、これは清川と薄川がございますが、これは事務局からやって頂くことになっておりますので、お願いを致します。どうぞ。

#### 治水・利水検討室

小グループでの検討について、事務局から報告させて頂きませう。小グループ、薄川と清川がございますが、清川の経過の報告については後程、清川についての小グループからの報告の中で経過についても話させて頂きませうので、ここでは薄川についてだけ報告させて頂きませう。資料は特に作っておりませう。第1回、第2回の薄川の経過については、前回報告してありますので、第3回の経過内容、検討内容について報告致します。第3回の薄川小グループにつきましても、10月23日水曜日に松本合同庁舎で行われました。検討内容については1962年と1999年の航空写真を使い、崩壊地の変遷について、植木委員から報告があり、これについて議論致しました。基本高水流量の再計算結果が幹事より報告され、これについて議論致しました。次回の小グループの審議を11月13日、松本合庁で開催することが確認されました。次回までに整理する主な事項と致しまして、再計算して報告されました基本高水流量での河川改修計画を概算により作成することとなっております。以上です。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございます。今ありましたように清川の方は実は小グループの方から検討委員会に報告を出したいということでございますので、その報告の時に一括して経過もお話をすると、そういうことでございます。只今の薄川のことについていかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、小グループからの報告はそれで一応終了です。次にワーキンググループからのご報告をお願い致します。いろいろワーキンググループでございますが、まず基本高水の方の大熊さん、まだおいでにならないので、ちょっと後回しに致します。大熊さん、道路事情でちょっと遅れるということでございます。もうそろそろお見えになると思えます。それで、利水ワーキングの方から石坂座長さん、角間川、駒沢川の方のご報告をお願い致します。

#### 石坂委員

それでは、利水ワーキンググループからご報告申し上げたいと思えます。資料の5の1と5の2についてお願いしたいと思えます。じゃあ、角間川の利水ワーキンググループ報告書、資料5の1を見て頂きませう、1ページをご覧下さい。中野市と山ノ内町の計画給水人口・計画給水量についての調査結果とご提案です。この調査は、計画給水人口及び計画給水量について「治水・利水ダム等検討委員会」の要請を受け、利水ワーキンググループが検討するため第3者機関である設計コンサルタントへ委託を致しまして調査したものです。委託業者につきましても、今までの部会と同じ新日本設計株式会社と契約を致しました。調査目的は中野市、山ノ内町の将来の給水人口、給水量の予測を行うということです。基本方針と致しまして、1、中野市、山ノ内町の現況把握。3点ありますが、社会的条件、人口、土地利用、下水道、産業構造、交通等です。2と致しまして、関連する他の計画、市町の振興計画及び総合計画、大規模開発等です。3としまして、水道の特性、水需要の実績、水道普及率、水質状況等です。2番目ですが、水需要の予測につきましても、現況の把握等に基づき、将来の見通しを得る為に「20年」後の平成32年度を目標に計画人口、計画給水量を予測致しました。また、これらに関する資料については、中野市と山ノ内町と十分協議をして提供されたものを参考に致しました。次に、認可計画と今回の調査の相違点です。認可計画時と今回の調査でどう違っているのかという相違点につきましても、(1)各実績値の傾向ですが、平成7年に取得した認可計画の算定基礎となった過去の

実績値につきましては中野市、山ノ内町ともに、昭和59年から平成5年のものでありますので、バブル期を含む期間であります。一方、今回の調査で算定基礎に用いております過去の実績値は、平成3年から平成12年のものでありますので、バブル期が終わり今日の景気低迷の期間であります。その違いがあります。2番目として社会的要因の傾向ですが、認可計画時点では、中野市につきましては住宅団地、下水道計画、工業団地、これは県営の北部団地等の開発計画が活発でありまして、山ノ内町につきましては、ウォーターパーク、クアハウス、レストラン等のレジャー施設が計画をされておりました。しかし、現在は景気低迷でこれらの開発計画は鈍化しているという現状にあります。従いまして、次の表が調査結果によるものですが、中野市につきましては、開発による増加人口を認可計画時は、235人というふうに算定しておりましたけれども、今回の調査では0、つまり増えないという結果になっております。工場用水量につきましては、日量認可計画時が1,679m<sup>3</sup>という算定でしたけれども、今回の調査結果では1,458と下方修正の結果になっております。山ノ内町ですが、開発による増加人口の見込みですが、認可計画時は540人の増を見込んでおりましたけれども、今回の調査結果ではこれが0となっております。また業務、営業用水量は日量、認可計画時には350m<sup>3</sup>と算出しておりましたけれども、今回の調査結果は、これが0となっております。この中野市と山ノ内町の計画給水人口、計画給水量をトータルで試算致しますと、その表の中にありますとおりですけれども、計画給水人口につきましては、中野市が認可計画時、43,900人が今回の調査では先程、ご報告しましたように42,700人に下方修正され、その差、1,200の減。山ノ内町が15,600人が認可計画時。今回の調査が13,300人、その差マイナス2,300人となります。計画給水量につきましては中野市が認可計画時、2,8000m<sup>3</sup>/日、今回の調査が、23,400m<sup>3</sup>/日、その差がマイナス4,600m<sup>3</sup>。山ノ内町が認可計画時、15,900m<sup>3</sup>、今回の調査が13,600m<sup>3</sup>、その差2,300m<sup>3</sup>となります。詳細につきましては、4ページからその根拠になっておりますコンサルによる調査資料と説明資料がずっと付いておりますので、今日はちょっと時間の都合で詳しいご説明はコンサルから行えない訳ですが、またご質問ありましたら後程お受けしたいというふうに思います。それから、5の1の資料の最後に1ページ、水源課題に対する対策比較、角間川というペーパーが付いておりますので、それをご覧頂きたいと思います。今までの各流域と同様、地下水それから、河川水、河川水の内訳としましては農業用水からの転換、多目的ダム、利水ダム、河道外貯水施設、ため池等について、それぞれの検討結果を一覧表にしてあります。その一番右側のワーキンググループとしての報告という欄について、少し濃い印刷になっておりますけれども、そちらをご覧頂きたいと思います。地下水につきましては、水量及び、水源としての適地、水質等、総合的に検討する必要があります。農業用水からの転換につきましては、取水時期が限られることと、利水者間の調整に長期間を要するものと思われる点が考慮されないといけないと。それから、多目的ダムにつきまして、多目的ダムと利水ダムにつきましては、利水単独ダムとした場合、利水者の負担が大きくなる為、国及び県の補助施策がどうなるかという点が検討課題になると思われれます。それから、河道外貯水施設、ため池につきましては、現計画の上水道量40万m<sup>3</sup>を貯留するため池を、下流域にため池のみで設置することは事実上困難と思われれます。それから、欄外に以上の点を踏まえた上で、 がありますので、そこをご覧頂きたいんですが、このそれぞれの検討の他に今までの議論の中でも出てきておりますが、他市町村、他水源との広域的な水利用及び、他の河川の利用についても対策としては考えられる、という点を踏まえて、是非部会の議論をお願いしたいと思います。角間川につきましては、以上です。

それから、5の2の駒沢川につきまして、資料をご覧下さい。検討内容につきましては、今ご報告申し上げました角間川と同様ですけれども、1ページをご覧ください。委託業者、調査目的はそれぞれ、調査の箇所が辰野町、小野簡易水道の将来の給水人口、給水量の予測を行うという点で同様です。基本方針につきましては角間川と同様です。水需要の予測につきましても同様です。3の認可計画と今回の調査の相違点ですが、1としまして、各実績値の傾向、昭和53年に取得した認可計画の算定基礎となった過去の実績値は昭和4

8年から昭和51年で高度成長期も終わりインフレ期を含む期間である。一方、今回の調査で算定基礎に用いる過去の実績値は、平成3年から平成12年で、バブル期が終わり今日の景気低迷の期間であり、社会情勢としてはほぼ同じ情勢ではないかと思われる。2番目と致しまして社会的要因の傾向は特に大きな開発等の計画はない。今回の調査結果ですが、計画給水人口、認可計画時4,300人を見込んでおりましたけれども、今回の調査結果では、2,120人、その差がマイナス2,180人。計画給水量につきましては、日量、955m<sup>3</sup>を見込んでおりましたけれども、今回の調査結果が日量880m<sup>3</sup>ですので、マイナス75m<sup>3</sup>ということで、人口、給水量それぞれの予測としては下方修正という結果になります。詳細につきましては、先程の角間川と同じように添付してあります資料がありますので、これを後程またお読み頂きたいと思えます。同様に最後に水源課題に対する対策の比較についての一覧表がありますので、それをご覧頂きたいと思えます。区分けといたしますか、項目は先程と同様です。一番右側の欄をご覧頂きたいと思えます。地下水につきましては同様ですが、水量、水源としての適地、水質等総合的に検討する必要があります。農業用水からの転換も同様です。多目的ダム、利水ダムについても考え方は、先程の角間川と同じです。河道外貯水施設、ため池につきましても、こちらは上水道量6万m<sup>3</sup>ですが、これを貯留するため池のみの設置というのは困難と思われまます。欄外のを見て頂きますと、先程と同じですけれども、これらの対策の他に、他市町村、他水源と広域的な水利利用及び、他の河川の利用等についても検討課題として考えられると思えます。以上、大変簡単ですけれどもご報告です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今の。

石坂委員

只今ご報告致しましたところの中身につきまして、先程、申し上げましたように詳しいご説明は、今日ちょっとできないんですけれども、今、報告したことにつきまして、ご質問は是非、お願いしたいと思えます。それから、この内容につきまして、明日、角間川の部会も予定されておりますし、駒沢川の部会も8日ということですので、それぞれの部会でご報告させて頂きたいと思えますので、よろしくお願ひします。

宮地委員長

ご質問、ございますでしょうか、ご意見。頼んだ業者は前と同じところですか。

石坂委員

そうです。

宮地委員長

項目も他の河川と同じようですね。そうするとそのやった内容については、結果はともかくとして、やり方は皆さんご存知なんですね。角間の方は特に利水の話は汚染の問題もありますね、あそこは、いろいろあるんじゃないでしょうかね。難しい問題があるかもしれません。何か他にご質問ございますか。それでは、それぞれの部会でこのワーキングの方のご報告をそれぞれ担当の委員の方からお願いをしたいと。よろしゅうございませうか。はい、ありがとうございました。それでは、次の森林ワーキンググループの方、植木座長、お願い致します。

植木委員

はい、それでは、森林ワーキンググループから報告させて頂きます。これまで9河川中8河川の森林の変遷及び保水量の報告をして参りました。角間川が最後9流域目でございます。これを持ちましてワーキンググループとしての報告はすべて終了ということになります。まず流域森林の変遷調査から説明致したいと思えます。基本的には従来からずっと同

じょうな目的、調査方法を説明しておりますので、この辺は省略させていただきます。なお明日、角間川部会がでございます。そこでこれが報告されることになっておりますので、できましたら今日、いろいろな質問等を出して頂き、明日に望みたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。説明は3ページ目から行きます。2時点における森林の変化ということで、2つの時点というのは1972年とそれから、1998年の時点を指しております。この間26年間、どのように森林が変わったということを説明するものでございます。土地利用の変化ということですが、角間川の土地利用の変化、特徴はですね、ほとんど森林であると、90%以上が森林で占められているということでございます。但し、1972年から98年にかけて森林は37ha程減少していると、この37haの減少の要因としては草地に一部変わっていると。レクリエーション施設、特にスキー場が拡大されております。レクリエーション施設は20.68ha増加しております。この辺が森林の減少の要因と考えられます。それから、崩壊地が1972年時点から98年時点の比較で見ますと、これは1/25,000の地図で検討したものでございますが、およそ7ha弱ほど減少しているということが指摘されます。続きまして、4ページの角間川流域の森林の変化についてご説明致します。まず林種別森林の状況でございます。角間川流域は、その特徴として天然林が非常に多いということが言えると思えます。特に上流域はほとんど天然林でございまして、下流域において人工林が多い。天然林の割合が多いということが他の流域に比べて極めて異なる点かというふうに思われます。また、伐採跡地でございますが、1972年時点では昭和で言いますと47年ですが、いよいよ伐採の収穫量が下り坂といえますか減少してくる頃でありまして、それでも、まだ伐採量は多い時期でございます。そういう背景があつてですね、この時点では伐採跡地が26haくらいあると。しかし、今日においてはほとんど伐採跡地はもう見られないということになっております。それから、林分発達段階別の様子をここに示しております。ここでの特徴は若齢段階、若齢といひますのは、基本的にはおよそ10年くらいから40~50年くらいを指しておりますが、ここの面積が多いということでございます。それから、もう一点、角間川の特徴として成熟林分が多いということでございます。他の流域では、林分成立段階や若齢段階が大変多いんですが、その為に成熟段階というのはあまり多くはない。特に1972年の時点では他の流域を比べるならば、それほど多くはないのですが、この角間川では成熟、老齢段階の森林がある程度残されているということが挙げられます。この26年間の推移の中で見ますと、当然ながら若齢段階が成熟段階に移行しているものということになってきまして、この成熟段階が757haの増加となっております。ですから更に角間川流域では森林がますます高齢化或は成熟化に向かっているということが言えると思えます。それから、樹種別の特徴でございます。人工林と天然林で分けております。人工林では雪が多いということもあろうかと思えますが、杉がカラマツよりも多い状況にあります。それから、天然林では広葉樹が圧倒的に多いということです。それから、その他針葉樹、これは上流部の天然林を指すと思われそうですが、その他針葉樹がおよそ100haほどですか、この26年間で減ってきていると、これは勿論、開発等も含まれております。草地化も見られます。そういった特徴が見られます。続きまして、5ページを見て頂きたいと思えます。崩壊地の変化でございます。ここでは、1/5000というやや拡大された図面で崩壊地の状況を把握しております。1972年の時点では、箇所数で28箇所、面積で15.44ha、特に多いのが、若齢段階の林分において崩壊が多かった。ほとんどが若齢段階の24箇所、13.56haでございます。これを後ろの資料、後でご覧頂きたいと思うんですが、図と比較してみますと、この24箇所というのはほとんど広葉樹林の中での崩壊でございます。さらに98年の段階では箇所数は若干減っております。それから、面積ではおよそ半分減っていると、崩壊面積でですね、減っているということになります。しかしながらここの特徴は成熟段階での森林において崩壊が著しい、特にこの成熟林分でも広葉樹でございます。前回の72年の若齢段階の崩壊地がほとんどそのままですね。回復されないままにきている林分が多いということでございます。しかも沢筋にこの崩壊が多いということでございます。しかしながら、箇所数及び面積は減っているということが地図の比較から指摘できるということになります。それから、次の7ページ目はですね、

これは一応参考ということで、流域の最大日雨量と災害との発生、これがどのように変わってきたのかと、これが森林がどのような役割を果たしているかということを見たいということで、こういうことを毎回データとして出している訳ですが、なかなか災害と森林との関係は一言では申し上げられない。但し、ここで見ますと戦後、災害が記録されている割合が高くなっているということなんです。これが直接森林の伐採との関係で言えるかどうかというのはなお検討が必要かと思われま。それから、8ページの表4の2でございます。これは河況係数をちょっと見てみたものですが、最大流量と濁水流量の比較でございます。これによってどのような流域の特徴があるのかということを見ました。河況係数が高ければ高いほど濁水流量と、最大流量の差が大きいということになります。比較的、角間川ですね、他の流域と比べるとややこの河況係数が高いということは、どっと出てさっと引くというような性格を持っているのかということも、なんとなくそんな気もする訳ですが、一応、他の地域とデータを見ればやや高いという感じに見受けられます。特に1990年ですね、58.2という極めて高い数字。ですからこの年は干伐の年だったんでしょうか。しかも水が大量に出ているということで相当高い数字になっているということが指摘されます。それから、9ページ目は、これは先程の表をグラフ化したもので特に説明は必要ないと思います。続きまして11ページ目をご覧ください。土砂流出緩和機能量ということで、森林がどのくらい土砂量を食い止めるだろうかということ、毎回こういうふうには算定している訳でございます。申し訳ございません。訂正版をご覧ください。検査してみました結果、ちょっとズレがございましたので、訂正版をお渡ししております。A4でございます。この角間川では基本的には森林が成熟化の方向に向かっているということがまず第一点、伐採跡地がかなり減ってきている。それから、崩壊地も同様に減ってきているという傾向の中から1972年での流出土砂量、推定土砂量ですが、これが3,368m<sup>3</sup>と予測されました。現在では2,445m<sup>3</sup>と、およそ1,000m<sup>3</sup>弱ほどですね、森林の成熟化、或は緑化によって土砂量は減少しているだろうと予測されております。それから、後ろの方にカラーで72年と98年の森林の状況、林齢別、発達段階別、樹種別に示しておりますので、参考にご覧ください。以上が流域の森林変遷調査の結果でございます。

それから、もうひとつの資料がございます。資料6の2でございます。森林の保水力調査をご説明致します。これも従来と手法は同じでございますので、その要点のみを説明させていただきます。1ページ目をご覧ください。2ページ以降は地質、土壌、それからこの算定にあたって様々な要因を個別に示したものでございますので、基本的には1枚目で説明致します。1番目、2番目、これは既に部会等、或はこの場で報告されておりますので、3番目、有効貯留量について説明致します。角間川の樹冠遮断量は、雨量相当でおよそ12mmと推定されております。これについての算定は4ページにございます。それから、土壌、表層土層、A、B層が雨量相当で128mm、下層土層、C層は雨量相当で80mm、併せて208mmと推定されております。これは資料の5ページ目でございます。土壌型による分類によって、それぞれの土壌型がどのくらい保水力があるかということ、面積によって表しております。その結果、この数値、208mmに対して、降雨時の水分保留量を考慮した場合、その流域の有効貯留量は95mmから137mmというような試算が出されております。およそこれくらいが貯留能力として持っているだろうというふうに予想されました。以上でございます。

#### 宮地委員長

はい。ありがとうございます。只今の森林のご報告いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、財政ワーキングの方でお願い致しましょうか。財政は清川と黒沢、両方とも後にしましょうか。それでは、財政の方は清川と黒沢の話だそうでございますので、後の審議と一緒にご報告を混ぜて審議をして頂きたい、こう思っております。それでは、大熊先生、大変、ご苦勞様でございました。基本高水の方のご報告をお願い致します。

## 大熊委員

長野は天気が割合良いんですけど、新潟は大雪で高速道路でだいぶ事故が発生したみたいで高速道路から降るされちゃって、遅れてしまいました。申し訳ないです。基本高水ワーキンググループからの報告ということで、まず今回、角間川と駒沢川について報告致しますけれども、角間川に関しては部会がもたれて、私が出席して説明をしております。それから駒沢川につきましては、2, 3日後に部会が行われるので、そこで松岡委員の方から報告される予定でございます。基本高水はまずは今までどういう決め方をされてきたのかということで、今までの決め方に関してご報告申し上げているというのが現状です。それを前提としてどういう議論になっていくのかということでもありますけれども、一応、現段階でのご報告を申し上げて問題点だけ指摘しておきたいと思っております。今日、資料として出ておりますけれども、資料4の1を出して頂きたいんですけども、後ろの方、A3で広がるところを広げて頂ければ、ここで角間川がまず100年確率で取られているということで、流域面積の大きさや過去の洪水の状況の中から考えれば、1/100というのは従来の河川の中では妥当な規模なのかなという気はしております。それで確率を見ますと、雨量が日雨量で242mmという雨量になっております。これで実績降雨群を8降雨選定致しまして、これで引き伸ばしをやって、いわゆる型という形で流出解析が行われております。引き伸ばし率のところは、表の中に入れておりますけれども、2を超えるのがいくつかあるということでもありますけれども、一応、選定されているものに関しては2を超えてないということが言えるかと思っております。次に最後のページを見て頂ければ、これで8降雨で流出解析をやった結果、一番大きいのがNo5の昭和61年9月降雨パターンで1,020m<sup>3</sup>/sというものが出ております。この1,020m<sup>3</sup>/sが千曲川合流点でのピーク流量ということで、これを基本高水として採用しているというのがこの計画でございます。それでこの角間川もそうですし、駒沢川もそうなんですけれども、国土交通省から認可が下りているので、これが変えられないということである訳ですけれども、私としては是非その辺ももう一度検討して頂きたいというふうに考えております。ひとつの特徴としては5番が1,020m<sup>3</sup>/sということですが、第2位のものは、No1の820m<sup>3</sup>/sです。1位と2位がかなり差があるというのがこの流出解析の特徴の1つだと思います。1位と2位で大変差があるのは、一番大きいのは薄川の大仏ダムでありました。その次に大きな差があるのがこれです。それから、次に大きな差があるのは駒沢川かなと、清川もちょっと差があったのかなと思っておりますけれども、第1位と2位でかなり差があって、いわゆる100%カバー率でなければ、2位を選べば、現在の夜間瀬川の流下能力から見ると十分に可能だということです。現在の夜間瀬川の流下能力は千曲川合流地点で1,040m<sup>3</sup>/sあります。ですから基本高水1,020m<sup>3</sup>/sは合流点付近では流すことが可能です。それで、現在、流下能力が足りないところが星川橋というところで、角間川と横湯川が合流したちょっと下流のところ。そこで、星川橋地点の基本高水は830m<sup>3</sup>/sです。これに対して現在の流下能力は720m<sup>3</sup>/sということで、110m<sup>3</sup>/sほど足りないということですけれども、流下能力もいろいろな方法で私は上げられるだろうと思っておりますし、ともかく、工事費、費用対効果ということも十分に検討していく必要があるのではないかなというふうに感じております。

続いて、資料4の2の駒沢川の方を見て頂きたいと思っております。これもA3になっている後ろの白い紙のところを開いて頂きたいと思っております。駒沢川の場合は、非常に流域の小さい河川ということで、計画規模は1/30を取っております。ただ、流域が大変小さいものですから計画降雨と致しましては、1日24時間雨量の171mmというのと、それから、一番最上流に降った雨が1時間も掛からないで下流まで達してしまいますから、1時間降雨量も検討の対象にして49mmというものがその1/30の確率で採用されております。この規模、従来の考え方からいけば、それほど問題がなく妥当な数字かなと思っております。引き伸ばしの仕方に関しましては、一番遠い所に降った雨が下流に流れてくるのに1時間もかからないということで、型、型というものも検討されておまして、型というのが結局計画に採用されております。次のページに計画降雨型としては21降雨パターンが選ばれて、それをそれぞれ引き伸ばして、それで流出解析をしているということです。最

後のページを見て頂きますと、これで基本高水として採用されているのは、No 1 の昭和34年8月降雨型で、基準地点で5.2m<sup>3</sup>/s という値です。これはカバー率100%ですけども、第2位の間を見ますと、10番の昭和49年8月降雨型で4.3m<sup>3</sup>/s というので、これも5.2m<sup>3</sup>/s に対して4.3m<sup>3</sup>/s というので、1番と2番の差があるかなという感じでございます。ここの流下能力もいろいろ評価の仕方があるとは思いますが、まずは、河道の流下能力は、本当にどの程度まで上げられるのか、その検討がひとつやはり重要なのかな。それと費用対効果を考えて、それで基本高水は私はもう一度検討、再検討されることを望みたいというふうに思っております。私の報告は以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。いかがでございましょう。今の基本高水の話、角間と駒沢と2つございしますが、角間の計画降雨群は8つしかなくて、割と少ないような感じがするんですが、あんまり測定していないんでしょうか。

大熊委員

8つくらいのも結構あることはあります。長野県以外のところですね。1.0以下で7つ、8つというようなもので決めた事例もいくつかございます。極端に少ないというふうには感じません。逆に駒沢が2.1というのは多いかなと。

宮地委員長

多いですね。あの小さい川にしては、本当そういう感じ致します。しかも角間の方は引き伸ばしが2を超すようなのが3つも入っていて、そういう感じが致しました。

大熊委員

そういう意味では苦しかったのかという気は致します。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

今更こんな初歩的な質問と思われるかもしれませんが、基本高水について考え方をまとめたいので、大熊先生に質問させて頂きたいんですけども、何年の1度の確率をとるといふ、この何年に1度というの、だれがどうやって決めるんでしょうか。それはまた修正可能なんでしょうか。

大熊委員

やっぱり、いろいろな条件を考えて決めているということで、新潟県の場合はですね、決めるのに、5点くらいハードルを設けて、それでチェックして決めています。長野県の場合も似たような考え方なんですけれども、ちょっとその辺が新潟県の決め方から見ると、まだ綺麗に整理されていないのかなと、似たような考え方で決めているとは思いますが。

五十嵐委員

200年というのがありますしね。50年というの、100年というのがあります。ここは30年ですね。同じ被害を受ける基本的人権の想定からすると、何で俺のところ30年に1回で、そっちは200年まで守ってもらえるんだろうかと、どこで決まっているのか。

大熊委員

それは河川砂防技術基準(案)の中で、基本的には1/30から1/200まで選択するようにできている訳です。1/30以下もありましたね。1/10以下というのもありま

した。

五十嵐委員

例えば、こういう会議で、私達が1 / 100でいいとか、極端に言えばですよ、1 / 100まで上げなきゃ駄目とかというようなことは決めていいものなんでしょうか。もしそういうこと可能であれば、今までずっと基本高水について考えてきたことを、全部相対化できると言いますか、そう思うんですけど、それはいかがなものでしょうか。

大熊委員

今の河川法の考え方の中ではこういう会議では決められないという形になっています。

五十嵐委員

それはなぜなのでしょうかね。なぜ国土交通省だけが決定できるんですか。それが分からないんですよ。地域住民がこれいらんとか、いるとか言った時に、地域ごとに幅がある訳ですから、全国一律100であるとか、全国一律にやるとかいうなら別ですけど、200から30、10まであるんですか。

大熊委員

資料4の1でも4の2でもいいですけども、開けて頂いて2ページ目のところにその値が出ております。

五十嵐委員

事務局で、幹事の方でどう考えるんでしょうか。

宮地委員長

幹事会の方でご返事を頂けますか。我々も前に推測では伺っておる訳ですがね。

大熊委員

私の立場から答えると、要するに技術者の専決事項といいますが、そういう感じに今までは扱われていると。

宮地委員長

基本高水の決定のプロセスの中に入っちゃっているんですね、はじめから。1 / 30という話と、それからどういう工法という話がね、そうですね。

五十嵐委員

だけど人権といいますか、それこそ命からいとなんで技術者が勝手に俺のところは1 / 30の洪水でいいと、おまえのところ1 / 100でなきゃ駄目だとかいうことになるんですか。どういうふうに説明するんでしょうか。それを聞きたいんです。

宮地委員長

ご返事を頂けますか。河川法には書いてあるようにも私は思います。抽象的な、一般的な言い方でしょうけれども、流域の経済的なんとかという話はあったように思ったんですけども、違いますか。今、その返事に困っちゃう困りますね。お願いできますか。

幹事（河川課）

はい、先程の河川の重要度の計画規模の話でございますけれども、これは駒沢でもどちらでもいいんですけど、2ページの下段のところに書いてございますけれども、長野県が管理する河川、A級、B級というのは直轄河川になっておりまして、長野県はC級以下ということでございますけれども、これは想定氾濫区域内の面積、人口、資産、それから、想

定氾濫区域の社会的、経済的な重要性ということで、いわゆる経済的な部分の中でこういうランクを決めているということでございます。

五十嵐委員

経済的な、どういう意味。

幹事（河川課）

人口、面積、それから、社会、経済的な重要性、想定される被害の質、量、それから、災害の履歴等を考慮してこのCからEを決めているということでございます。

五十嵐委員

長野県はハザードマップすらもっていないんでしょう。にもかかわらず被害の想定なんてどうやってできているんですか。

幹事（河川課）

全体計画を立てる時に被害想定をやりまして、いわゆる費用対効果を出しておりますけれども、その時に被害想定を出しまして、その中の資産相当で検討しております。

五十嵐委員

もうひとつだけ、費用対効果って何と何を計ったんですか、その時。

幹事（河川課）

想定される被害と建設費用を比べております。

五十嵐委員

人が少ないから、早く溢れてもいい。そういう話ですか。

幹事（河川課）

その部分、いわゆる命の重さというものに対する評価はしてない訳です。

五十嵐委員

これは絶対なんですか、変えられないんですか、もう。

幹事（河川課）

いわゆる河川砂防技術基準（案）という、いわゆる河川整備の基準、法律と言いますか、その中でやっているということで、変えられるか、変えられないかというのは、そのもう少し上のレベルでお話されると思うんですけど、我々は河川砂防技術基準（案）の中で整理しているということでございます。

五十嵐委員

なぜこんなこと聞くかというのですね、財政ワーキングで河川改修の費用算定をする時にですね、とにかく、基本高水をダムでカットした分がカットされないとして残ったらどうするかということやるものだから、非常に高めに設定されていて極めて無理な、なんか河川改修せざるを得ないようになると思うんですね。それで、これをもう少し相対的に住民の意志とかですね、本当の要望とか、もっと自然で合理的な案があるということが受け入れられると、河川改修案が生き生きすると思うんです。数字で決められて、前提があるものだから、垂直の壁になってですね、ギクシャクとなって、経済的に物凄く高くなるんです。もうちょっと今回は相対的に緩やかに考えたらどうか。その前提としてこの基本高水についても改めて、相対化するというを出せば良いんじゃないかと思っているんですけど。

宮地委員長

いかがでしょう。これは、例の浅川、砥川のころからの懸案でございますがね。だから我々が正しいと思うひとつの考え方を提示したということでございますけれども、それがどういうふうになっていくか、まだ過渡的な段階もあったように思います。ただ私、今話を伺ってましてね、計画規模というのは、むしろ基本高水を決める中に入っちゃっているというふうに私は感じておるんです。だから、基本高水が変えられないから、計画規模を変えるかという逆なんで、計画規模が変われば基本高水は変わるだろうと、私は思いますが、どうも、基本高水のところにバリアーがあるというのが今までの議論からの実感なんです。

大熊委員

浅川、砥川の時から再三、私は疑問を申している訳ですけれども、まずその計画規模が何分の1かというのを決めるところでひとつ判断が入っている訳です。もう一つやはり大きいのはカバー率をどれくらいに取るのかということで、河川砂防技術基準は未だに(案)なんですよね。これは昭和51年に作られたんですけども、それが案であるということは、やはり私はいろいろ問題があるからそうなんだろうと思っております。その案ですけれども、カバー率の取り方はそれなりに河川砂防技術基準(案)は妥当な線を示している訳ですよ。50%以上取れば良いと。その中でも1級河川では60から80%のものを取っても良いということで、100%取れとは書いてないんですよ。ところが今までの過去のものを見ると100%カバー率がほとんどであると。けども、80%カバー率がないのかといったらあるわけですよ。ですから、この川はなぜ80%を取って、この川はなぜ100%取っているかという、その判断の根拠がない訳ですよ。ですから、私は国の方がその辺をきちんと、なぜそうしなきゃいけないのかということの説明する責任があると思うんですよ。これでなきゃならないんだと。前回もずっと言われ続けている訳ですよ。一旦認可したらこれで動かせないんだと。これは長野県だけじゃないんですよ、新潟でもそうなんです。新潟の河川でも、基本高水は絶対に変えられないということで、そういう中でいろいろ議論はしているんですけども、当然もう私は、こういうところから変えるべきであるという声を出していかない限り変わらないと思います。この検討委員会では、前回、浅川、砥川では我々変えた訳ですので、いくらハードルが高くても挑戦していきたいというふうに私は考えるんですけどね。

宮地委員長

率直に申しますと、ダムの実施計画を既に届けてあると、そうすると、それを変えるというのは、それこそ合理的な理由がないといけないということで突っぱねられておる訳ですけども。

大熊委員

それはそれだけではなくて、信濃川だってもう破綻している訳ですよ。信濃川の治水計画でも、基本高水13,500m<sup>3</sup>/sと決めて、2,500m<sup>3</sup>/s分のダムを造ってカットすると言っていた訳ですけども、千曲川上流ダムも消え、清津川ダムも消え、とても13,500m<sup>3</sup>/sという基本高水の治水計画はやれない状況に今ある訳ですよ。だから、その辺をきちんと国は説明をして、その中でこういう県管理のところもリーズナブルな治水計画を立てられるように指導して欲しいと。それは信濃川だけではなくて利根川も石狩川も吉野川もみんなそうなんです。だから今、何度か私申し上げていますがけれども、河川工学として、そういう意味では危機的な状況にある訳なんです。これをいつまで放置しておくのか。そのことはやはり、僕は国土交通省はきちんと回答を出すべきであると思います。この前、五十嵐先生が河川局長を呼んでここで説明してくれと言ったけれども、結局来て頂けなかったということもある訳ですけども、非常に重要な問題で単にここの長野県だけの問題ではないと、日本国中の川の問題であるということをおし上げておきたいと

思います。

宮地委員長

いかがでしょう。要するに国はダムを止める時には、止めるけれども説明はしないということですね。信濃川なんかは。

大熊委員

それはずるいですよ。

宮地委員長

はい。そういう状況にあるということ承知の上で、委員会は議論を進めていかなきゃいかんのでしょうか。どうぞ。

松島(信)委員

大熊先生、駒沢の基本高水は今度8日の時に説明になる訳ですか。

大熊委員

はい。

松島(信)委員

それでちょっとお聞きしたいのですが、さっき、流下能力はどうかという点では下流で疑問があるとおっしゃられて、下流というのは、基準点はJR橋のところだとなっておりますが、その付近に問題点があると、こういう意味に理解して良いんですか。

大熊委員

あそこの現状では3.6m<sup>3</sup>/sの流下能力だと確か記述されていたと思います。ちょっと私、記憶間違っているかもしれませんが。ですけれども、あそこの断面やなんかで、例えば粗度係数をどう取るかでも変わってくる訳です。その辺をどう取っているのか。粗度係数が0.03の場合だとか、0.035の場合だとか、いくつかケースがあるんですけども、それを過去の洪水の実績の中から粗度係数がきちんと逆算されているならば、私はそれで構わないと思うんですけども、必ずしも実測がなくて、想定で決めているところもある訳で、その辺をきちんと粗度係数等を吟味して本当に流下能力はどれくらいあるのか、場合によっては流下能力を増やすことはいろいろ方法があると思うんですよ。ですから、流下能力の検討を十分にして費用対効果を考えて欲しい。ダムにするのか、河道改修にするのか、いろいろ方法があると思いますけども。

松島(信)委員

その粗度係数を小さくすると、そういう方向が最も簡便だという意味ですか。

大熊委員

そうですね、単純に粗度係数を小さくするとコンクリートの三面張りになってしまいますので、単純にそれで良いとは言えませんけれども。ですから、費用対効果や環境をどう考えるかということだと思っただろうんですよ。上に大きなダムで環境破壊するのと、部分的に三面張りで環境破壊するのとどっちを取るのかという議論もあり得ると思うんですよ。そういう議論をやはり十分にして費用対効果を考えて、その中で治水計画の具体的な方法を取るべきだというのが私の考え方です。

松島(信)委員

ありがとうございました。

宮地委員長

よろしゅうございますか。では他にいかがでしょう。それではご質問ございませんようでしたら、また駒沢と角間の部会にご報告を頂きたいと思えます。よろしくお願いを致します。ちょうど、報告が一応終了しましたので、ここでちょっと休憩を取りまして、その後、清川と黒沢についていろいろ報告と審議を兼ねて始めたいと思えます。今3時7分くらい前ですが、15分くらいにしましょうか。3時15分くらいまでちょっとゆっくり取った方がいいんじゃないか、どうですか。それでは、3時15分に再開を致します。どうもありがとうございました。

<休憩>

宮地委員長

申し上げた時間より遅れまして、申し訳ございません。ちょっとまだ委員、3人ほどお見えになりませんので、ちょっとお待ちください。

見えましたので、会議を再開致します。議事に入りますが、前もって申し上げましたように、清川と黒沢川については、経過の報告のほかに委員会で議論をして欲しいということがございますので、後へ回しました。議事ということになっておりますが、一部報告も入ります。清川と黒沢、2つございますが、まず清川の方から議題に入って参りたいと思えます。冒頭に清川についての小グループの経過報告をして頂いて、それからそこで検討委員会の方へ小グループからどういう報告を出したかという報告を申し上げたいと思えます。その説明に加えまして、付け加えて財政ワーキンググループの見解もお述べを頂きたい、そんなふうを考えております。それでは、事務局の方お願い致します。

治水・利水検討室

では、事務局から清川小グループからの報告をさせていただきます。資料としては、資料の3の1、3の2になります。資料の3の1が小グループでの検討をまとめたものです。資料3の2が小グループへ提出された資料をまとめたものとなっております。まず、検討経過について報告致します。資料3の1の1ページ、2ページになります。資料3の1の1ページの第1回、第2回については前回報告した通りですが、再度検討内容概要だけ、報告させていただきます。第1回が8月19日に行われまして、そこでの検討内容として、小グループの位置付けはワーキンググループと同様とする。飯山市は幹事と同じ扱いとし、出席してもらおう。委員会への報告は事務局で行う。計画の変更経過について幹事より説明し、但し、実施計画調査中でダム計画諸元については全て検討段階であることが確認されました。地質調査によりダム軸を斜めにし検討している。引き伸ばしの方法を型にする等々の報告がありました。治水安全度と基本高水流量の決定方法について議論がなされました。飯山市の流雪溝の改良方法について委員から提案がありました。現況流下能力、既往の洪水流量等について議論がなされました。引き続いて第2回、9月12日に行われております。検討内容としましては、ダムと治水代替案の比較・費用対効果について議論がなされました。飯山市の流雪溝整備計画について議論がなされました。森林の変遷と保水力について報告がされました。2ページ目に移りまして第3回、10月18日に北信合同庁舎で行われております。ここでの検討内容としまして、清川の河川改修及び利水の基本的な考え方を確認致しました。対策案の細部については委員会の議論によることとし、更に飯山市から治水対策及び利水対策への要望がありました。住民意見を聞くことについては、再度委員会の中で検討することと致しました。清川の河川改修の基本的考え方と清川の利水の基本的考え方について小グループで検討した資料と共に次回委員会、これが今日になりますが次回委員会へ報告することと致しました。1枚捲って頂いて、3ページ目にこれが只今報告致しました清川小グループでまとめた治水、利水の基本的考え方を記載してあります。清川小グループ報告、清川の治水の基本的考え方、1、地質調査や河道調査の進展により、従来の治水安全度を考慮しても、河川改修案がダム案よりも経済的に優れている為、河川改修案で検討する。2、治水安全度については、県内の他河川とのバランス、流

域の社会、経済的状況や重要性を考慮して、検討委員会の中で総合的に検討する。3、住民意見を参考に、現況河川状況を重視し、また、将来の土地利用も考慮しながら計画を作成する。4、多自然型となる改修を進める。清川の利水の基本的考え方、1、飯山市の流雪溝計画については、既存水の活用、反復利用等を行うことにより、取水量を少なくするという飯山市提案の見直し案の方向で検討する。2、これに伴い、県の協力を要請しつつ、清川の水利権許可についても検討を進める。以上です。続きまして、4ページに小グループでの議論の主なものを記載してありますが、これについて説明する前に資料3の2の説明を各幹事よりお願い致します。

宮地委員長

はい、幹事の方から具体的な話をご説明頂きます。

幹事（飯山建設事務所）

ご苦労様でございます。飯山建設事務所でございますが、清川の小グループの関係につきましてご説明申し上げます。資料3の2の1ページをご覧頂きたいと思っております。清川流域の論点案ということで、これにつきましては、参考までに添付させて頂きました。次に資料の2ページをご覧頂きたいと思っております。まず治水安全度の決定根拠でございますが、これは資料を見て頂きたいと思っております。清川流域の主な雨量データを図示してございまして、図の真ん中のおり左から3番目の昭和61年9月3日に1/100確率雨量の算出値を超える162mmの雨が降っております。この雨にも対応できるよう、治水安全度を1/100相当に設定しております。次に3ページをご覧頂きたいと思っております。清川の現況流下能力を表した表でございます。この表につきましては、グラフの縦軸に流下能力 $m^3/s$ で入れてございまして、横軸に測点、下段に平面図で赤の矢印で主な位置を表示してございまして、この中でJR橋でございますが、そこでの流下能力が $65m^3$ でございまして、この基準を元にしまして、ダム調節容量を検討しております。次のページをご覧頂きたいと思っております。基本高水流量決定のフローでございますが、清川の基本高水流量決定のフローについて申し上げます。洪水防御計画規模の決定につきましては、先程申し上げました昭和61年9月3日、1/100確率雨量を超える既往最大雨量162mmがあった為、計画規模を1/100相当としております。水文資料につきましては、飯山観測所の昭和元年から平成11年3月までの74年間雨量データでございます。計画降雨につきましては既往最大の61年9月3日の162mmで検討しております。実績降雨群の抽出につきましては、過去の実績降雨群から、一日雨量70mm以上となる16洪水を抽出しております。各洪水の降り方に付きまして総雨量の計画降雨量162mmとなりますよう型と型の引き伸ばしにより、引き伸ばし率が2.5倍を超えるものについては排除してございまして、表の右の欄に丸印のついております15パターンにつきまして、次のページに示してございまして、貯留関数法で流出解析を行っております。次のページをご覧頂きたいと思っております。その結果でございますが、基本高水につきましては、ピーク流量が最大となる昭和44年7月5日の型洪水を計画洪水として採用しております。表の2番目でございます。下の表に、図にございまして、基準点国道橋地点の基本高水流量が $175m^3$ でございまして、調節後が $65m^3$ でございまして、ダム地点の洪水流量が $129m^3$ 、調節後の流量が19でございまして、ダム調節量は $110m^3$ としております。次のページをご覧頂きたいと思っております。これにつきましては、清川ダム計画につきまして、平成4年実調採択時点と現在の相違点につきましてまとめた表でございまして、貯水池容量配分図と流量配分図につきまして、採択時と現時点を記載してございまして、洪水調節容量につきましては、 $106万m^3$ が $85.7万m^3$ 、洪水期利水容量が $72万m^3$ が $94万m^3$ でございまして、次に、流量配分図でございまして、下にあります平成4年の実調採択時ですが、ダム計画地点で $117m^3$ で、ダムで $80m^3$ を調節しまして、基準点の国道橋で $153m^3$ が $73m^3$ となります。現時点でございまして、ダム地点の計画洪水量 $129m^3$ をダムで $110m^3$ を調節しまして、基準点の国道橋では $175m^3$ が $65m^3$ となります。次に右側半分、調査が進むことにより変化している点ということで主な項目につきまして、平成4年実調採択時点と現時点につ

きまして記載してございます。最初にダム計画位置でございますが、下の図面と併せてご覧頂きたいと思っております。清川が中ほど左から右側に流れております。白い線でございます。平成4年実施計画調査採択時でございますが、DC0軸でございますが、図面のちょっと見ずらいかと思うんですが青線、ちょっと黒味ががってありますが、図面の青線で当初ダム軸と記載してある点でございます。これにつきましては、昭和63年から平成3年までの予備調査の4本のボーリング調査結果を元に計画したダム軸であります。現時点でございますが、斜め軸ということで赤線でございます。これにつきましては、平成4年実施計画調査採択と同時にボーリング調査等の地質調査を実施しまして、その中で当初ダム軸は右岸側の岩盤が想定したものより深いことが判明しまして、地質がよくないということでダム軸として斜め軸案が、図面の赤線でございます変更ダム軸が提案されまして、それにより見直し、検討をして参った訳でございます。現時点では斜め軸でございます。計画降雨の引き伸ばしにつきましては、平成4年、実調採択時が 型にて引き伸ばしてありまして、現時点は 型に加えて 型でも引き伸ばしてあります。それから、基準点基本高水でございますが、平成4年、実調採択時は国道橋地点で153m<sup>3</sup>、現時点が175m<sup>3</sup>でございます。ダムの諸元でございますが、平成4年実調採択時は高さが53m、長さが190m、現時点でございますが、高さが53.5m、長さが177mでございます。

それから利水の関係ですが、既得利水でございますが、平成4年の実調採択時は慣行水利が8件、現時点でございますが許可水利4件、慣行水利4件、取水系統の変更によるものでございます。それから、堆砂容量についてでございますが、平成4年採択時は県内同水系類似地質のもの6ダムの平均値を用いております。現時点は平成4年の実調採択時と同じ手法で最新のデータを加え算出しております。59万m<sup>3</sup>でございます。次のページをご覧頂きたいと思っております。これにつきましては、上段の図面をご覧頂きたいと思っております。これにつきましては、平成4年実施調査採択時点の清川における引堤河川改修案でございまして、治水安全度を1/100相当でございまして、予備調査段階のものでございます。右側、千曲川合流点からダム計画位置まで全線4kmを4区間に分け、各区間を代表する位置断面、全体で4区間、4断面の測量を実施しまして検討したものでございます。基本高水につきましては、流量配分図のとおりでございまして、全線赤色で塗った区間4kmを河川改修延長としてあります。次に下段の図面をご覧頂きたいと思っております。これにつきましては、現時点での清川における引堤河川改修案でございます。やはり治水安全度1/100相当でございまして、右側千曲川合流点よりダム計画位置まで4000mを人家連担区域を50mピッチ、山間部を100mピッチで、全体で56測点の横断測量を実施し検討して参った訳であります。基本高水につきましては基準点、国道橋で175m<sup>3</sup>、ダム地点で129m<sup>3</sup>でございます。現況の堤防高から余裕高を引いた断面を基本としまして、流下能力の不足する区間、赤色で塗った区間でございますが、2.5kmを河川改修延長としてあります。次のページをご覧頂きたいと思っております。ダムと代替案、引堤との比較についてでございますが、総事業費及び建設費は平成4年同時の単価で積算してございます。当初ダム軸でございますが、先程申し上げました平成4年実調採択時点と変更ダム軸、斜め軸、現時点で比較してございます。ダム計画諸元につきましては、実施計画調査検討段階のものでございますので、よろしく願い申し上げます。先程申し上げましたとおり、平成4年採択時と現在の相違点による先程の表と図面を併せてご覧頂けたらと思っております。ダムの総事業費でございますが、当初ダム軸、先程申し上げました図面の赤線でございますが、ダム高が53m、ダムの長さが190m、ダムの総事業費が102億円でございます。これにつきましては、先程申し上げました予備調査、昭和63年から平成3年の4本のボーリング調査の結果を元にしたものでございます。変更ダム軸、斜め軸でございますが、先程申し上げた図面の赤線でございますが、実調採択と同時にボーリング調査等、地質調査をしまして、当初ダム軸は地質がよくないということで、ダム軸として斜め軸案が提案されまして、それによって検討したものでございまして、ダム高が53.5m、ダムの長さが177m、ダムの総事業費は111億円でございます。次に洪水調節単独ダムの建設費でございます。これにつきましては、洪水調節容量のみを対象としたダム建設費でございます。これにつきましては、洪水調節容量のみを対象としたダム建設費でございます。当初ダム軸、平成4年当時ですが、洪水調節容量106万m<sup>3</sup>のみを対象にした

ダム为建设費でございまして56億円でございまして、変更ダム軸、斜め軸でございまして、洪水調節容量857,000m<sup>3</sup>のみを対象としましたダムの建設費でございまして、52億円でございまして、次に代替案、引堤の建設費でございまして、河川改修単独費でございまして、先程申し上げましたページの上段の図面と併せて見て頂けたらと思います。平成4年実調採択時点の引堤河川改修案ということで治水安全度1/100、予備調査段階のものでございまして、全線赤色で塗った区間4kmを河川改修延長としておりまして、建設費は61億円でございまして、次でございまして、図面の下段の図と併せて見て頂ければと思います。現時点で引堤、河川改修案でございまして、治水安全度1/100、基本高水は流量配分図のとおりでございまして、基準点国道橋175m<sup>3</sup>、ダム地点で129m<sup>3</sup>、現況堤防高から余裕高を引いた断面を基本としまして、流下能力の不足する区間、赤色で塗った区間でございまして、2.5kmを河川改修延長としている訳でございまして、建設費は36億円でございまして、以上でございまして、よろしくお願いいたします。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

幹事（森林保全課）

続きまして、9ページ、10ページをご開き下さい。森林保全課でございまして、先般、部会の方ですね、松島(信)委員さんの方から空中写真の提供を求められましたので、これについてご説明申し上げます。まず、9ページでございまして、これは1964年、昭和39年とですね、それから一部、昭和43年の航空写真を掲載してございまして、ダム上流でございまして、この時の面積が約1,083haございまして、ダムは赤い点線で記載してございまして、黒の実線で流域を表しております。またオレンジ色につきましては、変遷調査で判読の為に土地利用別に区分したものでございまして、この1960年の当時でございまして、森林面積が約819ha、75%を占めておりました。また農用地も217haございまして、次の10ページでございまして、これは1998年、平成10年当時の航空写真でございまして、この時には森林が約955ha、それから逆に農用地が減りまして56haと森林化が進みまして、森林が全体の88%を占めているという状況でございまして、また同時に上部に斑尾高原スキー場が開発されまして、この面積が約45haというふうになっております。以上でございまして、

宮地委員長

はい、ありがとうございました。もうひとつは飯山さんの方ですか。お願い致します。

幹事（飯山建設事務所）

流雪溝整備計画の見直しについて、飯山市の考え方でございまして、私の方から説明させていただきます。資料11ページと12ページでございまして、ご覧頂きたいと思っております。流雪溝整備計画につきましては、平成元年に策定されてから10年以上が経過している訳でございまして、道路除雪の体制が強化、それから散水、無散水消雪施設の整備、それから、小型ロータリー除雪車の配備等によりまして、除雪が困難とされておりました箇所がほぼ解消されてきました。また宅地部分の融雪施設の設置により、屋根、道路等の無雪化が見られるようになったことから、流雪溝整備計画の見直しにあたっては、雪処理の対象は道路雪、屋根雪を除外しまして、玄関先、あるいは車庫前等の雪のみとしまして、面的から線的処理ということにしております。このことによりまして、流雪溝の必要水量が減少して参りますので、既存水の活用及び反復利用により流雪溝の機能を維持することとしております。見直し計画につきましては、次のページ12ページですか、図面がございまして、下段の図と併せてご覧頂きたいと思っております。全体計画整備延長は19,548m、対象面積が39,096m<sup>2</sup>、対象処理雪は先程申し上げました宅地内、玄関先、車庫前等とございまして、推計必要水量が0.04m<sup>3</sup>/sでございまして、用水使用方法につきましては、貯水池、反復利用を基本とすることにしております。以上でございまして、よろしく

お願いします。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

治水・利水検討室

資料3の2の最後に流雪溝と消融雪溝の標準的計画・設計法に関する基礎的考察という資料が、大熊委員から小グループの方に提出されましたので添付してあります。資料3の1の4ページに戻って頂きまして、今、説明頂きました資料等により清川小グループにおける議論のうち主なものをまとめたのがこの表になります。小グループの審議を事務局でまとめたものです。読ませて頂きます。まずワーキンググループと同様に審議する。飯山市は幹事と同じように扱うということを全員の委員から確認されております。基本高水に入りまして、1/100確率の降雨は150mmであり、採用した162mmは100年確率を超えているのではないかとこの質問に対しまして、既往最大の162mmを採用し100年相当としているという回答がありました。採用した162mmは何年確率に相当するかという質問に対しましては、162mmは概ね180年確率に相当するとなっております。昭和44年型の波形は現実的ではない、基本高水流量は増えているが洪水調節流量が減っているのはなぜかという質問に対しましては、中小河川改修の手引きができて、それにより、流出係数を変更した為となっております。型を入れた理由はなぜかという質問に対しては、中小河川改修の手引きができたためとなっております。引き伸ばし率を2.5倍までとしているのはなぜか、という質問に対しまして、中小河川改修の手引きでは、基本は概ね2だが、2.5未満もOKとなっている。今回の採用降雨は、引き伸ばし率2未満である、となっています。型の計算で良いのではないかと、この質問に対しまして、中小河川改修の手引きでは、型でやることとなっている、となっています。過去の洪水痕跡から既往最大流量を計算して欲しい、という依頼に対しまして、10名に問い合わせ6名から聞き取りができたが、護岸破損したことは覚えているが、どこまで水が来たかは覚えていない、ということであった。昭和44年以降は護岸から溢れていないことが確認されました、ということです。清川は比流量がかなり高いのはなぜか、クリーガー曲線ではどうなるか、という質問に対しまして、クリーガー曲線での算出値は他手法に比べて著しく大きい流出量になるということが報告されています。河況係数を計算する為の実測データを観測しているのか、という質問に対しまして、ポイント2200より少し上流で、水位観測等を実施している、となっております。次に治水計画に関しまして、治水安全度100年は他との比較で大きいのでは、という質問に対しまして、既往最大で162mmという1/100相当の降雨があった為、となっております。引き続きまして、当初ダム軸と変更斜め軸案の費用の算出、及び、河川改修の検討結果については、先程資料の方にありました比較表が提出されております。河川改修の基本的な考え方を整理して欲しい、という質問に対しまして、第3回に資料提出し検討されました。次に利水計画につきまして、飯山市の流雪溝整備計画の代替案についての考え方は、という質問に対して流雪溝整備計画の見直しを提出し、水の反復利用により、既存水で賄える、としております。流雪溝用水の取水量、0.37m<sup>3</sup>/sの根拠、という質問に対しまして、流雪溝整備計画の見直しの中で、新しい計画では1系統0.04m<sup>3</sup>/s必要となることが説明されております。次にダム計画につきまして、当初ダム軸と変更斜め軸とは何が違うのか、という質問に対しまして、CM級岩盤の深さとなっております。次に森林の項目として、昭和44年と現在との空中写真の比較を行って欲しい、という要望に対しまして、昭和44年、49年、58年、63年の航空写真により崩壊地の変化等を説明致しました。昭和44年6月の災害によると見られる崩壊地が7カ所程度確認され、現在は自然復旧したと思われる、ということが報告されております。住民意見としまして、住民意見の聴取は検討委員会の中で判断したらどうか、という意見に対しまして、検討委員会で審議することに委員の意見が一致しております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今の経過報告とそれに基づいた委員会への小グループの報告と混ざっておりますが、ご判断を頂きたいと思います。小グループの委員以外の方は初めて見る資料があると思いますが、やはり清川が計画段階であって、それが実施段階の申請をしていないということで、こういう見直しを一遍やったけども、いろいろ変更が可能だというふうな判断が小グループの中では多かった訳でございます。それに基づいて、こういう基本的な考え方が出た。ちょっとお断りした方が良くと思いますが、この報告の中に治水の基本的な考え方が書いてありますが、どの程度のレベルでということは書いてございません。これはまだいろいろ具体的な問題になりますと、いろいろなことがございますので、むしろ治水は河川改修案でやるんだということを一番ポイントにして、それを説明したいと、こういう方向なんでございますが、それについてどうぞご意見を頂きたいと思います。これに関連しまして、財政ワーキングの方からの清川についてのご報告がございます。よろしくお願い致します。

五十嵐委員

2つに分けてですね、まず第一に財政ワーキングの説明をさせて頂いて、次にちょっと質問させて頂いてよろしいでしょうか。それでは、財政ワーキンググループの報告は資料7というところに出ております。この数字はですね、今、もうすでに説明ありましたように、資料3の2の中に挟まれている数字と同じです。大きく分けまして現計画とそれからダム無しでの治水案を比較したということです。前提がアイウエオカで全部ついておりますが、この前提は、この間の浅川、砥川でやった同じ方法の前提で検討したということです。総括を申し上げますと、別紙1を見て頂くと分かりますけれども、ダムの総事業費は現時点で111億、それから治水だけを目的としたダムの建設費でいきますと52億、河川改修単独で見ますと36億ですから、経済的には圧倒的に河川改修単独費の方が安いということであります。なお、もうひとつこの清川については今話がありました流雪溝の問題ありましたけれども、これについては飯山市で検討しておりますので、これについての検討の費用は除外してあります。

宮地委員長

ありがとうございました。それでは、議論に入って頂いてどうぞご質問。

五十嵐委員

またこれぶり返すようですけど、日本語が私にはまったく理解できないので、少し日本語を理解させて頂きたいんですけど、まず資料3の2の2ページです。治水安全度の決定根拠（清川）とありましてですね、一番上の文章です。昭和61年9月3日に1/100確率雨量の算出値150mm/日を超える162mm/日の雨が降っており、これに対応すべく治水安全度を1/100に設定したという、全然日本語として何が言いたいかさっぱり分かりません。それがひとつです。それから、2番目はですね、これは3の1の清川小グループ検討経過がありまして、2番目の大熊委員の採用した162mmというのは何年確率に相当するかということがございまして、概ね180年だということを答えております。それとの関係です。それで今の財政の方に戻るんですけども、今度1/100を前提としまして、基本高水をこれにしまして計算すると36億となるんですけど、私から見ると非常にばかげている。清川と駒沢、私非常に印象がありましてですね、なんでこんな小さな川を引堤にしたり、コンクリートにしてやらなければいかんかということ全然理解できないんです。要するに基本高水を処理する為にどうするかと計算すると、こういう形にして引堤したりなんかして36億円かかるんですけど、本当にこういう議論をしていて良いのだろうかということが私には根本的に分かりません。それで冒頭に今日申し上げたのは、なんでこれ1/100とかいうふうにしなればいけないか。それから、なぜ180年に該当するようなものを、こんなとつもないもの考えなければいけないのかと、これを議論して頂いて、これを相対化できればもうちょっといろいろなことできるんじゃないかと

思う。それはどういうことかと言いますと、もう一度申し上げますとこれの考え方に関わると思うんですけども、資料の3の1のですね、清川の治水の基本的考え方というのがあります、ここにいくつかの問題があると思うんですね。1番目があります、河川改修がダム案よりも経済性に優れているというふうになっています。経済性だけではなくて、もっといろいろなところに優れているところあるんだろう。ダム造らない方が環境に圧倒的に良い訳ですけども、そういう観点はないのかどうかですね。もし、更に環境を優先して環境性に優れているということであれば、4のですね、多自然型となる改修を進めるというのは変更すべきであるとは私は思っているんで、この多自然と近自然と再自然のイメージの違いがあるんですけど、要するに多自然というのは、堤防下げたり、掘ったりですね、コンクリート固める。たまたま堤防のところ少し土手で固めるみたいなイメージだろうと思うんですけども、もっとはっきりと今の自然のままの自然の流下能力を強化するいわゆる再自然工法というのを取るというあたりが、上に環境が入ればもうちょっと生きてくると思うんですけど。とにかく基本高水から始まってダムかその他の引堤だとかやるもんだから、いつもこういう議論になって、ばかげた36億円の改修費を計上しなくてはいけない。そろそろ清川くらいは、一つくらいはですね、誰が見ても、ああいう川がありますから、こういう議論止めてですね、自然の本当の川を生き生きさせるというのをやる。その為には、やっぱり基本高水をチェックするというようなことをやらなきゃいかんのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 宮地委員長

これは委員の方、どうでしょう。誠にごもっともな話なんでございますが。ひとつは、経済性に優れているというのは、要するに、従来の治水安全度を考慮しても、経済性だけ見ても良い。だから環境のことも当然入れた方が良いとは私もまさにそう思います。環境とか、いろいろなその他のことを金の面だけ見ても得するんだから、もっとそれ以上に良くなることはある。それは当然頭の中にあつたとは私は思っておりますが。ですから、その中に例えば、多自然型というのはどこでしたか、近自然型というの確かおっしゃったですね、五十嵐委員ね。その時にこの委員会の中で近自然というのあんまり知らないと松岡さんおっしゃったものですから、こんな話になったんですが。

#### 五十嵐委員

多自然というのにはまさに、資料の3の2の何ページなるでしょうか、こういう土を掘ったり返したりいろいろするんですよ、これを多自然というんじゃないかと思う。これはイコールなんですか、イコールじゃないんですか。

#### 宮地委員長

その辺はどうでしょう。これは引堤なんかがまず目標なんですな、多分。多自然型と言った時に、内容はどれだけを考えておるか。

#### 五十嵐委員

河川改修という意味で必ずこれ計算している訳ですから、財政ワーキンググループとしては。だから物凄く土木工事かかるわけですよ。

#### 宮地委員長

ただ、これはですね、現状の基本高水を予想した場合でございますんで、それより低くなればやらなくても良いかも分からない。そういうことは後の方に2番目以下に書いてあるつもりなんでございますが。多自然型について何かコメントございますか。そちらで答えて頂くより委員会としてですね、ここはやっぱり自然の川をなるべく残すような方法で考えると、そういうふう文章を書き変えることはよろしいですね、当然のことだと思います。向こうに聞くよりはこちらから言った方が良いのかも分かりません。どうでしょう。それから、ひとつは例の100年確率で150mmというのは、160mmを100年にした

とか、180年にしたとか、そういう議論がございますね。これは、こちらの方でもさっき討論の中でも出ておりましたように、大熊委員からもご指摘がございまして、内容が矛盾しているのではないかというご発言もございました。五十嵐委員のおっしゃっていることは、そういうことを相対化できないかというご提案でございました。これに関しましてはどうでしょう委員の皆様方、つまり清川というのはまだ計画段階であるんで、実際、我々もダム軸を斜めにしたというのを今度初めて見た訳でございます。そういう点でも、あっと思ったんですが、それに計画が変わったんでまだ確定していない段階ですから、一つの例としてこういうものを作ったというふうに理解して、もっとそれよりも1/100が妥当かということがございますので、具体的な計画を考える時には、例えば2番目に書いてありますように、ちょっと先程の五十嵐委員のご質問にも関連致しますけれども、県内の他河川とのバランス、流域の社会的、経済的状况、重要性を考慮するというのは、そういう意味でもっと妥当な河川計画を作ると、そういう意味なんでございます。どうぞ。

大熊委員

私はもう一度やはり検討して頂いて、実際に具体的な計画を立てる時にはまだ変えても良いということである訳ですから、ご検討頂きたいというふうに思います。特に、昭和44年以降、護岸から溢れていないと言っている訳ですよ。ですから、30分の1確率で言えば、完全に凌駕しているという形になるし、なおかつ、昭和61年に162mmという180年確率の雨が降っていても溢れない訳ですよ。だから、そのことを十分に考慮して、それで再度基本高水を、今度は貯留閘数法でなくて良いと思いますので、ダムがありませんで、合理式なりなんなりで再検討して頂いてリーズナブルな自然が残せるような改修案を立てて頂ければ良いのではないかと思います。

宮地委員長

どうぞ。

松島(貞)委員

ちょっとその前に確認しておきたいのですが、飯山市が流雪溝用水の見直しをされたということは、こういう流れの中で大変敬意を表するところでございますが、小グループに属していないので確認しておきたいのですが、見直したことによってダムからの利水、治水はしなくてよいという考え方はよろしいんですか。

宮地委員長

そうですね。

松島(貞)委員

利水については、ここにあるとおり勿論水利権の問題があるんだけど、ダムからの取水でなくてよいということで、よろしいんですね。

宮地委員長

既存水の活用というのがありますので、ダムから取るということではない。

松島(貞)委員

清川からは取水するということですか。

宮地委員長

既存水というのはそういう意味だと思います。

松島(貞)委員

従って、治水だけのことを考えれば良いというお話なんですよ、ここの議論は。

宮地委員長

反復利用も入っておりますし、それから流雪溝の工法的な改良も考えられるだろうというようなことは提案がございました。よろしゅうございますか。今、そちらの利水の方にも行こうと思ってたんですが、どうぞ。

竹内委員

今のお話は確か、水利権の関係の認可といいますか、それは残っている。清川の関係。それはあると思います。

宮地委員長

それはありますね。

竹内委員

それで先程の治水安全度につきましては、私もこの小グループ参加させて頂いて、いろいろと費用対効果やいろいろなことを検証し、河川改修単独案、河川の状況、それからここに書いてある河川のバランスですね。特に、浅川が大分印象的にいろいろやってきたものですから感じるんですけども、浅川と例えば比較して清川の場合どうなのかとか、ということもバランスという意味では人口の問題とかですね、そういうことも含めて言われていると。審議の経過がそういうことですから小グループとしては、そういうふうを受け止めております。ただ、安全度がどのくらいがいいのかとか、その論議というはかなり決断するのに難しい部分が私自身も感じている訳でして、そういう意味ではより科学的なデータに基づいて、一定の方向を出していくということで、私は良いんではないかと思えます。ですから、あんまりこの検討委員会自体でも明確に決めちゃうことが良いのかどうか。見直すということで良いんではないかなという気はするんですけど、どんなものでしょうか。大熊委員さんのお考えも。

大熊委員

先程言ったのはそういうことを含めて見直して頂きたいと。

宮地委員長

小グループの中でもそういう方向だったと私は思います。つまり、我々の段階で何が良いというふうにはなかなか言い切れませんので、計画を立てる時によく考えろというのが、今の段階での一つの答えになるんじゃないかと。いかがなものでございましょう。文章としてちょっと不十分だったかも分かりませんが、趣旨としては五十嵐委員のおっしゃったことも頭の中に入っている。経済性には優れている。なんか文章変えますか。この報告を書いたから、なんか残る訳ですなこれ。

竹内委員

いいですか。この部分はですね、文書上は は今までの論議の経過では、環境ということは直接的じゃなくて、前の計画したダム軸の関係と地質の関係とその後の河道調査の進展という、そのことに関してただ文章上言っているなということだけ、私捉えたものですから、ここで環境ということをするんなら別に考えなきゃいけないのかなという感じがします。文書上の絡みですけど。論議の経過はそういうことです。私受け止めているのは。

宮地委員長

勿論、4番の多自然型と言い切っちゃうより環境にも配慮した河川改修を進めて欲しいとか、そういうふうにならなければよろしいんでしょうか。

大熊委員

多自然型という言葉がまだ正直言って確定していないというのが私の理解です。近自然とか再自然だとか、いろいろある訳ですけども、多自然という言葉もできるだけ自然に近づけるとい、そういう意味合いも含めて今まで議論されてきていて、先程のここの断面が多自然かと言われても、私は違うよというだけの話なんです。ですから、そういう意味で多自然というのはまだ広く意味を取って頂ければ良いのではないかなと思っていますけどね。

宮地委員長

なんかそれは一つの言葉なんでしょう、多自然というのは、ある意味で。

大熊委員

いや、多自然という言葉は国土交通省が使った言葉であって、近自然河川工法というのとはほとんど同義であると私は理解しております。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

要するに、こういう断面の浚渫なり引堤なりをする時に、これを表面だけ石を張ったりすると多自然というのが多いんですよ。凄く。これ違うんですよ、端的に。私はこれに基づいて財政ワーキングで処理する訳ですからね、それをはっきりさせたら良いと思います。よくないですよ本当に。清川のイメージってあんな小さな小川じゃないですか。なんで100mのダムを造らなきゃいけないのか訳分かりません。よく分からん、正直言って。

宮地委員長

あのね、五十嵐委員。そこのところは2番目の方に治水安全度についてはこういうことで考えろと言っております。そこで十分変更しろという意味を強調しているつもりなんでございます。試算のひとつの目処としてあれを使ったというふうにご理解を頂きたいと思っておりますが。そうですね。はい、どうぞ。

大熊委員

私はこれは多自然だと思ってませんから、だからこれは多自然と言っていないと思います。これは我々が書いたペーパーで、私は多自然をやれと言っているだけです。

宮地委員長

どうでしょう、4番目のところを多自然と言わずに、やっぱり環境にも配慮して自然を尊重するような河川改修を進めて欲しいと、こういうふうに言っておいたらどうでしょうか。

大熊委員

了解しました。

宮地委員長

1番のところに環境を無理に入れ込む必要はないかもしれない。他にいかがでしょう。ずっと私、喋りすぎております。申し訳ございません。どうぞ。

石坂委員

治水安全度や基本高水のこと、全体の方向としても見直しをしていくということで賛成するものなんですけど、例えば今日のご説明の中でも今までやっぱり基本高水の設定にあたって、実際のデータに基づいて引き伸ばし率の降雨パターンを取って2倍以上のものは

引き伸ばしという計算上のデータを採用するに当たってのぶれをなるべくなくすという点で、2倍以上は切り捨てていくというご説明をずっと受けてきたんですが、突然、2.5ということでそれも有りというようなちょっと新しいこと、その流域、流域でなんか突然持ち出されるということがとても混乱するんですよ。今後はそういうことではないと思いますけど、先程、五十嵐委員のご質問にもありました今ずっと議論になっていることなんですけど、確率の問題についても今後の見直しについても最終的に総合的な検討で結論を出していった暁には、その辺が総合的なんだからということだけ言われて、バランス上と言われて、では浅川と清川と比べた場合にどうかというのは、ますます逆に疑問が湧いてくるんです。やっぱりその辺を、例えば先程大熊委員のお話でももう少し明確な基準が新潟県にはあるというようなお話もありますので、長野県的にはどうしたら良いかということも含めてですが、出た結果について県民の皆さんが納得すると、そういう説明責任が果たせる見直しを行うということを是非要望したいと思います。

宮地委員長  
どうぞ。

大熊委員  
それ程明確ではないんですけども。

宮地委員長  
いかがでございましょう。こういう基本的な考え方を小グループの報告として委員会としてご了承頂きますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、そういう方向、考え方にに基づきましてですね、実はこれをやっぱり住民の人に説明することを考えなければいけないと私は思うんですが、それには一体どういう方法を取ったらよろしゅうございますですかね。部会の方は部会が公聴会をやるとというのが大体慣例になっておりますですが、この委員会で引き受けましたんで、委員会だと実際問題として申しますと、公聴会をやるのにいろいろ準備がいるんだけど、委員会が1月1遍くらいのペースでやっていると、いろいろな面で非常に支障が起るといようなことも聞いておりますが、どんなふうに住民の方にご説明申し上げたら良いですかね。私はやっぱりできるだけ今までの部会とあんまり形は変わらん方が良いんだろーと思います。そう考えますとですね、実は、言って良いかどうか分かりませんが、委員会が直接住民に説明するということをするんだけど、実際問題としてですね、小グループの人はこの中身を良く知っているし、そこら辺の小グループの人達が主に案を作って公聴会に出すような、具体的なイメージとか、何日までやるとか、そういう方が小回りが効くんだろーという感じが実際するんでございますけれど、どんなものでございましょうか。よろしゅうございますか。そうすると名前としては検討委員会全体があたるということですが、その実際の仕事を小グループの人達を主に考えてよろしいと、そういうご了解を得られれば、多分事務局の方はかなり小回りの利いた話ができるだろーと思います。事務局それでよろしゅうございますか。どんなでしょう。そういう方向で。いつ、どういうふうにするか、どういう格好でやるか、それは部会の方でお決めになったのと同じような格好で、ちょっと小グループですから表に出ませんけれども、大体同じようにしてやっていきたいと、よろしゅうございますか。それでは、そういうふうに処理をしたいと思います。住民への説明にあたってはまたいろいろ資料の作成とか、説明の内容とかについて、飯山の方とか市の方にもご協力を頂くことになると思いますので、ひとつ、よろしくお願いを致します。

大熊委員  
資料3の1の4ページの議論の中で私の発言の中で河況係数という言葉が出ているんですけども、河況係数について議論した覚えは全然ないんで、これ貯留関数の係数ということだと思いますので、そこだけ修正しておいてください。真ん中辺のところ、4と書いてあるところのちょっと下で、基本高水の河況係数を計算する為の実測データを観測して

いるか、という質問ですけれども、河況係数の議論は、私はしなかったというだけのことで、一応修正、それだけです。特に問題はありません。

宮地委員長

はい、それでは、どうぞ。

松島(信)委員

今のような、公聴会のようなところへ小グループの方で具体的な説明をさせるということで、もうちょっと今問題になっておりました河川改修案を現場にあうような、多自然とかそういうことの他に、一番私現地を見て思ったことは、この河川改修3ヵ所の具体案が出ていますけれども、特に最下流の0.5kmの部分で、そのところが最優先度があると思うんですよ。これは飯山市の方で、今後の土地利用をどうするかという時に、左岸側に対して何か計画がかつてあったか、今あるかちょっと忘れちゃったけれども、左岸側が対象にあったと、こういうことを言っております。確かにこの0.5kmの最下流部の左岸側の方が治水から見るとちょっと不安はある訳ですから、このところ十分に、最優先度をつけて検討した方が地元の説明に貢献するんじゃないかなと思います。

宮地委員長

そうですね、そういう具体的なことは、まだ、0.5kmのところ、どう改修するのか、まだ決まっていない訳です。ですから、そういう意味でそれを改修する時に松島(信)委員のおっしゃられたことも十分に頭の中に入れて計画を立てて欲しいと、私、委員会としては今、そのレベルだと思っておりますがね。これ全部、ひょっとすると直さんでもいいかもしれんし。分かんませんが、直すのならばそこら辺が重点があるよという話だろうと私は思っておりますが、それは、今度の話の時にもう少し入れ込んでもらってもいいかも分かりません。それでは清川の方はよろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは、次の黒沢川の方、遅くなりましたがひとつお願い致します。

高橋委員

委員会のご配慮によりまして、黒沢川部会の報告の中で議題として討議して頂けるということでございますので、お願いをしたいと思います。3ページの第9回からご報告申し上げます。第9回は9月24日に開催しております。検討委員会の松島(信)先生から黒沢の地質について調査の報告を頂いております。それから、利水に関する県の考え方について報告を頂いております。各委員から提案されました3案から規模を小さくした多目的ダムと遊水池等を組み合わせた案と遊水池と河川改修などを組み合わせた案の2案について検討することを確認してございます。10回目を10月16日に開催を致しまして、議事の内容ですけれども、黒沢川的环境について詳しい三郷村の職員でございまして、教育委員会の方でございまして、お呼び致しまして、黒沢川的环境についてご意見を頂いております。それから公聴会の開催方法について事務局から説明がございまして、論議を致しまして、公聴会はこの時点では11月18日午後6時から三郷村の農村環境改善センターで開催するということが打ち合わせになっております。それから、規模を小さくした多目的ダムと遊水池等を組み合わせた案と、遊水池、河川改修等を組み合わせた案の2案について幹事会から具体的な例が提示され、論議を致しております。決定事項でございますけれども、部会としての治水・利水対策案は次のとおりとすることを確認致しました。まず治水の一つとして、赤沢砂防堰堤付近に19万m<sup>3</sup>の程度の調整池を設置する。この他にも調整池を設置し、ダムの洪水調整能力と同等とする。29万m<sup>3</sup>をカットするということでございます。2つ目として河道改修は現計画どおりとする。利水でございますけれども、三郷村の水道必要量、これは99,600m<sup>3</sup>でございますけれども、その内4,100m<sup>3</sup>は黒沢川から取水、また2,800m<sup>3</sup>は現在も井戸から汲み上げておりますけれども、地下水を取水する。足りない部分の残りの2,700m<sup>3</sup>は新規に井戸を設置して、地下水から取水する。2つ目として、既存の黒沢川から農業用水、雑用水は黒沢川からは取水せず、

水利権調整により中信平農業用水から確保する。3番目として、維持流量は0とする。こういうことで決定、確認をしてございます。次回はこの案について最低限クリアすべき条件を整理すると共にこの案について財政ワーキンググループから試算をして頂くということで、各委員に最低どんな条件を整備しなければいけないかというのを出して頂いております。次、11回でございますが、11月1日に開催を致しまして、財政ワーキンググループの方から、この案に対して水利権の調整とか維持流量の0、それから、利水に関する県の支援に対する対応について、少し可能性がないんじゃないかというお話がございまして、本来部会と委員会とのキャッチボールができれば良かったんですけども、非常にいろいろなスケジュールの関係で、これができないということもありまして、私の方で非常に申し訳ないと思っておりますけれども、11回の部会において本日行われる検討委員会でその方向性を審議して頂くということでご理解を頂いた次第でございます。各委員から提出されました最低限クリアすべき条件をまとめてみますと、まず治水については一つとして、調整池などの用地が確保できるだろうか。それから、利水については土地改良区などの同意が得られるでしょうか。それから、2つ目として、国や県の財政支援が十分得られるでしょうか、ということ。それから、維持流量が本当に0で認められるでしょうかというようなことが意見として私の方へ出てきておりました。それで少しご説明を申し上げたい訳ですけども、調整池の確保については、一部、確保できる見通しはある訳ですけども、その他のものについては、委員会としては特に指定はできないということで、これは県が入って頂いて用地の確保をして頂きたいというものでございますし、それから、土地改良区などの同意でございますけれども、その決定事項のところに書いてございますが、こういう問題がございましたので、次回に中信平農業用水組合の幹部の方にお出で頂いて、どんなものでしょうかということをお聞きしたいと思っております。3番目の国、県の財政支援でございますけれども、これについては部会では審議の仕様がございません。これはこの前も知事さんが申しているように、答申があれば十分検討して頂けるということでございますので、部会としてはそれ以上突っ込んだ論議できませんので、これについても委員会で一つの方向を検討して頂ければなと思っております。それから維持流量0の問題でございますが、どうしてこの0という話が出たかと申しますのは、実は湧水流量が10年確率で4,100m<sup>3</sup>という決定になりました。それで、それから維持流量を今の計算でいきますと、2,800くらいになるのでしょうか、ということになりますと現在取水している4,800m<sup>3</sup>を大きく下回ってしまうという問題が実は出た訳でございます。従いまして、なんとしても黒沢川というのは常時維持流量というのは流れていないんじゃないか、そういった特性のある川じゃないか、それは何とか認めて頂けないでしょうか。従って、4,100m<sup>3</sup>を全て許可出して頂けないでしょうかと、こういう話でございますが、幹事の方は許可する条件としては、それはできませんとはっきり実は言われた訳です。だけど、特別委員の方々は、現状をご存知の方が多くもんですから、それは10年に1回だからいいじゃないか。その時は我慢すればいいじゃないですかという話も出ておりますけれども、非常にこれは黒沢川だけの問題ではございませんので、是非、委員会でその辺についても見解をはっきりして頂きたいなと、こんなように思いますので、よろしく願います。なお、次回、11月15日に今日の委員会の結果をご報告して、できれば11月30日を公聴会に持っていきたいなと、こんなふうに思っております。よろしく願います。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょう。黒沢川の話、非常に難しい話があるように思いますが。財政の方からの、はい、どうぞ。

#### 五十嵐委員

財政ワーキンググループですね、こういう問題点を踏まえて一応の試算を行いつつあります。大凡数字はできております。結論から申し上げますと、これを全て満たす財政というのは莫大なものになりまして、財政だけを見ますと、ダムに相当するような金額が必要

となるということでありまして。それだけではなくてですね、法的にもそれからその他の具体的な合理性の問題についてもいくつも問題点が出てきておりまして、できれば、それを指摘しながら、もう一度、より具体的に部会の方で審議してもらった上で、再試算をしたいということと、この件については、県とか国との対応もありますもんですから、その辺を見極め、調整しながらより具体的に実現可能性のある案を探っていきたいんじゃないかと、そういうことでもあります。

宮地委員長  
どうぞ。

大熊委員

治水についてですけども、私この部会委員でありながら、ほとんど出席できてなくて申し訳なく思っておりますけれども、一応 $215\text{m}^3/\text{s}$ が基本高水で河道の流下能力は $200\text{m}^3/\text{s}$ を確保するという計画になっている訳ですね。要するに $15\text{m}^3/\text{s}$ カットする為に膨大な調整池やなんかを造らなきゃいけない。ダムを造るかダムを造らないとしたら、そういう調整池が必要だということで、その調整池も今のお話ですと、ダムに匹敵するだけのお金がかかってしまう。その $15\text{m}^3/\text{s}$ というものをどうクリアすれば良いのかということな訳ですが、基本高水を下げれば簡単な訳で、黒沢の場合はですね、1位が $213\text{m}^3$ でその次が $210\text{m}^3$ で、3番目が $206\text{m}^3$ で、これは意外と接近しているんですね。 $200\text{m}^3$ 、 $215\text{m}^3$ とか、 $200\text{m}^3$ というのはそれなりの数字だろうというふうには思うんですけども、流下能力を考える時に粗度係数が $0.03$ を取ってたんですかね、 $0.03$ でしたか、そうですね。ですから $0.03$ というものの科学的根拠があるのかどうかということですよ。過去に測定なり何なりがあって、それなりに確証があるということなら、それはひとつの考え方だろうとは思いますが、これを $0.029$ にすれば $215\text{m}^3/\text{s}$ 、多分、流れると思うんですよ。というようなことで $215\text{m}^3/\text{s}$ を流す為にどうするか、余裕高を少しパラペットなんかを使ってあげるとか、いろいろな方法が私は河道の中でもあり得ると思うんですよ。そのお金をきちんと計算して欲しいと。私の提案は各断面毎にもっと精査して、本当に $215\text{m}^3/\text{s}$ が流れるか流れないかまずやって欲しいと。その上でその金額と調整池の金額、或はダムの金額を比較して欲しい、ということをお願いした訳です。治水の方では私は、粗度係数 $0.03$ が私をこれで納得させてくれれば良いんですけど、いろいろ有り得ると思うんですよ。ですから、その辺も含めてもう一度検討して頂きたいというふうに思います。

高橋委員

その問題はですね、私も非常に $15\text{m}^3$ ですからね、その断面もやって頂きました。それで説明だとJRの鉄橋の嵩上げ等々出て来ておりますんで、今の粗度係数の問題についてはひとつ問題として残っていますよと。これは、大熊先生ともこの話をしてみたいと委員会でも言っています。それと今ストップかかっている訳ですよ、万井川の改修というのが、ですから下流の住民にしてみれば、切実な問題なんですよ。ダムの為に全てストップさせられておりますんでね。これをいつまでも私はストップさせるということはいかかなものかと思っているんですよ。ですから、河川改修はもう現状通りでやっていって下さい。それから、流れる、流れないの話はこれからでもできる訳ですよ。ですから私は河川改修を今、関係ないと言うと失礼ですけど、ストップさせちゃっているということは大きな問題なものですから。

大熊委員  
それは、ストップせずに進めて良いと思います。

高橋委員  
進めてやらせないで、まずいだろうというのが私の基本的な考えなんですよ。

大熊委員  
それは賛同致します。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

五十嵐委員  
今、ここで議論しようとしていることは、単に黒沢川だけではなくて、その他の河川の検討についても関わっております。例えば、遊水池というのはここでも出ておりますし、上川でも出ているんですけども、これをどういう方法で考えるのかですね。例えば、3つの種類があると思うんですが、ひとつは買収ですね、全面買収型。2番目は借地型とかですね。3番目は仮に被害が起きたら全部賠償するというので、自然に溢れさせるというような考え方で、どの考え方で考えるかによって費用が莫大に変わります。位置等についてもほとんど変わってくるだろうと思っています。その場合に、だから財政ワーキングとしてもどの案で考えるかでうんと違うもんですから。それからこれをどこまで発表して良いかも、直接、遊水池の位置等になりますと敏感になりますし、金額などについてもまた発表しますと敏感になりますもんですから、非常に問題があるということが一つです。2番目、特に利水ですけど、論理を確立しないと、いつも議事録等や個人的にヒアリングした感で行きますと、地元の市町村の方では、利水者の保護については、県や国の財政支援ですね。国の方から聞きますとこれは利水者が自己負担しなきゃいけない、というふうに言っております。これも言葉としてさっぱり煮詰まらないと言いますか、例の砥川以来、言葉の応酬ですね。県の方は答申が出れば、誠意を持って前向きに検討しますと、こう言っている。非常に漠然とした話をいつまでもしているということがありまして、どこかでこの委員会として理論的な方向性、実現の可能性などをもうちょっと具体化しないとですね、お化けを触っているような話をいつまでもしているような感じがありましてですね、これ以上、財政ワーキングとしてもやり難いということがあります。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

石坂委員  
その点でちょっと要望と言いますか、意見なんですけど、先程、郷土沢川部会のご報告の時に、たまたま文字として利水ワーキングという言葉がありましたのでご質問したんですけども、部会での議論の中では、それはワーキングにかけなくても幹事会からの資料でケースバイケースの制度的なものや財政的なものを示してもらえば良いということで、直接的に利水ワーキングに郷土沢川部会からの提起がある訳ではないということですので、それはそれで結構なんですけど、只今五十嵐委員からのお話とか高橋部会長からの問題提起などをお聞きしておりますと、やっぱり、新しい段階や発想で、どこまで踏み込めるかは別として利水のワーキングとしても特に報告をまとめる順番としては急がれている郷土沢川や黒沢川について、流域の違いもありますので一律にはいかないんですけど、ただ従来型の制度、発想で堂々巡りをしていけば、やはり委員会としても役割を果たせないし、部会の議論も煮詰まらないし、結果として住民の皆さん、県民の皆さんが望んでいらっしゃる治水・利水の望むべき方向が出ないという、結局そこでの堂々巡りというのを繰り返すと思いますので、どこまでできるかは分からないんですけど、ワーキンググループとしても、メンバー少なくなりましたけれど、皆さんお忙しい方なんですけど、連絡取り合って、少し検討もやらせて頂ければ有り難いということで、その検討のお許しを頂ければ有り難いと思います。

宮地委員長  
そうですか、利水の方でも考え頂ける。高橋委員、その辺どうですか。

高橋委員

全く同意見なんですよ。従来型の発想でいきますとね、100%クリアするのは、できるはずがないんですよ。だから私前々から言っているんですけども、水利権の問題については、この際、国も県もすべて入って、やっぱり整理していく必要があるだろうと、そうしないと絶対解決しませんよ。結局、ダムは絶対だという話になってしまうんですよ。ですから、やっぱり従来の方法を変えると、変えていくんだということまで踏み込まないと絶対、駄目ですよ。

宮地委員長

はい。

石坂委員

その点では今日のワーキングからのご報告は今までの部会と同様に、人口や給水量予測、コンサルから調査して頂きましたその結果を踏まえたご報告と、あと水源確保のいくつかの手法と考え方についてのある面一般論としてのご報告に留めているんですけども、それはそれとしまして、今いくつか提起されている問題の中で、例えば今、国、県というお話がありましたけれども、それができるかできないかは今後の議論にお任せするとしまして、どこをクリアすればどういうことができそうかと、解決する問題としては、こういう問題が挙げられるというところをね、ワーキングに検討をさせて、ワーキングだけで勿論できませんけれども、検討の材料のひとつとしてワーキングにもやらせて頂ければ、私達もちょっと頑張ってみようかなと思っているんですけど。

宮地委員長

今の話は五十嵐委員のご提案とか、高橋委員の部会の方のご要望とか含めて、ワーキングの方でもひとつの問題として考えていきたい。今までのようなコンサルへの委託の面だけではなくて、もっと基本的な面で考えて頂くと、それがひとつあるんですね。

石坂委員

付け加えまして、私もちょっと部会のご報告とか、あんまり詳細に目を通してはないんですけど、今日のご報告の中でも、郷土沢川も黒沢川もそれぞれ特別委員の方からそれなりの代替案とか解決していく課題もご提案をされていると思うんですけど、検討委員会としては私もそうなんですけど、部会の委員に加わっていない関係上、その部会に出されている代替案の詳細な中身については、こちらがもっと踏み込んで勉強しなくちゃいけなかったと思うんですけど、現時点では私自身も利水ワーキングの座長という立場でありながら検討させて頂いておりませんし、それは利水ワーキングという立場でそれぞれの委員の方がせっかく提案されているものも詳細に検討させて頂いたりすれば、良い知恵が浮かんでくる可能性もあるんじゃないかと、そんなふうに思いますので。

宮地委員長

はい、どうぞ。

植木委員

今、数人の方から言われた意見なんんですけど、私は全く賛成なんですけど、問題なのはですね、従来の方法では非常にやり方が決まってしまうので、新たな発想、或は枠組みをもう一度これから考えていきたいと思いますということで、その為に例えば、近自然型の河川の工事だとか、遊水池だとかため池だとか、そういったものが出てくる訳ですね。それはそれで今、上川もそういうような話をしているんですけど、問題はこの乗り越えなければならぬ法的問題だとかですね、様々な障害をどうやって越えていくか、特に財政は非常に大変だと思ってしまうんですね。我々も今、これから例えば部会の限界もあります。部会で議論しても

どうしようもない。ただ、地域住民はこういうふうを考えているんだと、ダムでない方法ならば、こういう方法がいくつかあるんだということはやっているんですが、それをじゃあ、どこまで部会として検討委員会の方に任せちゃって良いのか。その場合は財政ワーキングはどこまでそれを詰めれるかという問題ですね。そこがはっきりしないのであれば、我々は部会としての答申は抽象論で終わってしまわざるを得ないんですね。それで良いのかということですね。そこさえきちんと確認してもらえればですね、今後の財政問題とか法的问题がある程度長くかかっても良い。今、部会で求められているのは12月中に出せと言うような話ですね、基本的には、ですから、その点曖昧にしても良いから、部会の意見はこうなんだということを出して、将来的にその辺のクリアーしなければならない部分はこちら側、或は幹事会を中心として、或は県とも協議しなければならない部分がある訳ですから、それはそういうようなことで方向性はやっていくんだというふうに決まれば、私は非常に気分的に楽です。ある意味ではですね。むしろ財政だって、そういうふうな長期的な視点でものを見るというふうにやった方が楽なんじゃないですか。全く試算できないですよ、ある意味では。遊水池とかどこに設置するんだ。いちいち現場に行って、ここが良いなんてこと部会でできませんね。

宮地委員長

それはそうでしょう。財政的に見てこの案で県が持てるかという話のようなことになりますとね。それはちょっと試算一応しますけれども、それを越えた問題ですよ、金がいくらかかるかというよりは、だから、やっぱりそういう意味で現実案に近いものを考えて頂かんといかんことも事実だろうと私は思うんです。

植木委員

ただ現実案というのはですね、どこが現実なのかというのがですね。

宮地委員長

そうでしょう。おっしゃるとおりだと思います。実際にできるとかいうことではなくてですね、どうしてもこれは誰が見ても無理だというような話があったら、それは僕は率直に言った方が良いと思うんですよ、これは現実的でないという意味でね。その辺がちょっとよく分からない。さっきの高橋部会長のおっしゃったことの中でも、例えば、話をすれば少しは進んでいくから、例えば土地改良区の話、これは何かご意見を伺えるんだというから、そのこの意見は是非詰めて頂きたいと私は思いますしね。もうひとつその維持流量は0という話が、これが河川管理の方の立場からいうと非常に難しい問題のようです。だからそこら辺が何かうまく現実の状況をやっぱりご存知の特別委員の方々がどうご判断なさるか、その辺がひとつポイントじゃないかと私は思うんですが。実際、私その辺現実に毎日見ている訳ではありませんので、それをすぐそれで通るという感じを実は持たないところがあるんですが。

五十嵐委員

大熊委員の言うとおりのんですけど、本当に215m<sup>3</sup>を処理する為に200億円かけると。そういうことが本当に通用するんでしょうかと。これは財政を計算しながらですね、基本的な疑問です。代替案でいきますと、それくらい近くかかると。計算のちょっとした違いで。しかも今言ったようにその代替案をやると物凄い量かかります。法的にいうと水利権というのは変更拒否されたら改修できないですからね。それから維持水量どういふふうに議論したって、国土交通省の認可下りるとは全然思わないし、というようなことなんですけど、もっとなんか全く別な発想でやらない限りこれは無理じゃないかなと思っていますね。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大熊委員

今の黒沢川の利水は結局、水利権ない訳ですよ。今の現状が超法規でできているんですよ。だから、それを全部合わせようとしたけれども、なかなかうまくいかない。それならやっぱり、超法規でいくしかないですよ。だから、それは政治的問題なんです。もう技術の議論を超えているんですよ、その利水に関してはですね。それはもう政治的に、検討委員会としてはこれ以上できない、後はもう知事に任せるといふふうに、僕はしなきゃならないんじゃないのかなという気がしております。それから治水の方も先程、鉄橋のところが問題だということであれば、鉄橋のところの前後だけ、三面張りやって、0.025に粗度係数を落してやれば不可能じゃないんですよ。そしたら200億円助かるんですよ。それくらい考えて下さい。それは技術の問題だから技術の人が考えてください。利水の問題は僕はもう技術的に解決しない。だから超法規でやるしかないというふうに思いますけどいかがでしょう。

宮地委員長

宮澤委員、いかがです。

宮澤委員

私もずっとこの財政の問題やってきましたので、本当に良く分からなくなってきました。先程の清川にしましても、既往最大で162、しかも集中的な雨ですよ、形態からすると。それで昭和44年から全く溢れていないという。ちょうど大熊先生、同じこと言われたので、私も良く分からなくなっています。実体的に。財政やればやるほど、今、長野県の財政も厳しいということも良く分かってきていますので、それで五十嵐先生と同じで具体的な数字を出すのを控えようということ、今ここに望んできた訳であります、非常にそこら辺のところは私も暗中模索の中でございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

先程、部会の話、植木先生申し上げましたけれども、それは非常に良いことでありがたいことですが、黒沢川部会はですね、そういうものをクリアしなければ、部会の報告はまかりならん。また公聴会を開いてもまかりならんという厳しいものがある訳ですよ。ですから、財政の問題については部会ではどうにもなりませんので、それはご理解は頂くつもりですが、水利権の問題とか、そういうものについてはやっぱり県の方でも支援するんだと、例えば農業用水の場合なんかは、県がやっている訳ではないものから、当然仲介という形になるでしょうか。そういうことはやって頂けるといふ確約を取らないと、この部会の報告書というのはできないんですよ。ですからその辺もう少し踏み込んで、用地の確保もそうですかね。ここですと利害関係がいろいろあって、なかなか書くことができませんので、なんとか確保するというでもいいんですけども、その辺は部会というのは非常に苦しい立場に追い込まれているということは事実です。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

五十嵐さんが遊水池を計算したらダムと同じになったと。それは、例えば郷土沢川部会の時もある委員がそういう意見を出したら、やはり幹事の方で計算したらダムと同じになったという言い方なんです。それ以上はそうするとぶつんと切れちゃうんですよ。ですから、例えば被害賠償型みたいなそういう計算もどうなるか、もうちょっと新しい

方法も、つまり幹事の意見ばかりに左右されないようなことを具体的にやっていただきたいんです。

五十嵐委員

本当は正確なハザードマップが欲しいと言っているんですけど、それもないんですよ。

大熊委員

私はずっとそういう方法でやれと言っているんですけどね。

高橋委員

思い切ったこと言わないと進まないよ。

宮地委員長

ひとつは利水について例えば、ワーキンググループの方で新しい見方を考えてみるということをおっしゃって頂きましたね。そういう意味で、郷土沢も同じような状況にあると思いますが、今の黒沢の方は具体的にいろいろなことを出して頂きましたが、それを改めて利水の方に出して頂きましてね、それでそこで検討して頂く、それは一つの手ですね。それから、もうひとつのやはりそれ以外に県の利水についての支援、これは高橋部会長、前のストップした時からの持論でございまして、それに対して、とにかくそういう方向で答申を出してくれれば、いろいろ考えてみるということはある、県の方では。但し、そのお金がべらぼうになりますと、それはまた問題ですから、やっぱりそういう意味で、私今日の話聞きましてね、やっぱり財政面から見て、今のやり方がかなり莫大な負担になるということがかなり委員会の中で強い意見であった。これはやっぱり、部会に持って返って頂いた方が良さだろうと、私も思いますよね、ある意味で。だから駄目って意味ではないですよ。そういう意見が強かったということ。そう言い切っちゃいけませんか。無理でしょうか。どうぞ。

石坂委員

だから、それぞれ流域の検討の到達点とか、違いもありますので一概には言えないんですけど、例えば浅川部会の報告の場合ですと、ネックになっている千曲川の関係とか内水対策について時間的な問題も勿論あったんですけど、部会として結論づけたものを報告はできてないですよ。課題の提起になっています。だから、そういうことは検討の段階、段階であり得ることですので、高橋部会長ご苦労されている黒沢川部会についてもね、今の県の財政支援のこともそういう課題として答申されるということは考え方としてあるかと思しますので、そこを明確にして部会報告をされれば責任は果たして頂いたということになるんじゃないでしょうか。

宮地委員長

最終的なこうだ、という話でなくても、それはいろいろ有り得ると私は思います。けれども率直に申しまして、黒沢川の部会は、私、新聞紙上で記事を読んでいるだけなんです、8日ですか、8日には部会やる訳ですね。それ以前に検討委員会でいろいろ意見を聞いてくると、こう部会長おっしゃっていた。だからどういうことを議論されて、どういう理由で持って返ったかということがはっきりしていないと、部会長さんもお困りじゃないかと思うんです。

高橋委員

財政ワーキングの方からクレームという言葉悪いかもしれませんが、クレームついた問題について財政支援の他の問題についてはね、僕の方でも特別委員の方も十分に理解しておりますので、委員会としては部会で審議して、もう少し深く審議して欲しいという形を取って頂ければ良いと思うんですよ。財政支援についてはね、座長さんお出でですけど

も、不確定要素が非常に多すぎると。従って、金額的なものは出せないと、この時点では、そういう形しかないんじゃないでしょうか。どういうものでしょうか。

五十嵐委員

そうです。

宮地委員長

それで部会長さんお持ち帰り頂いて、また議論になっていけば、やっぱりいろいろ地域の事情がございましょうから、そこら辺は実情のことも加味して、頭の中で判断して、またご意見を、ご議論を進めて頂きたい。特に土地改良区の話は現実に行われる訳ですから、そこら辺は可能性が開ければ、またいろいろな手もあるんじゃないかと。

高橋委員

時間はかかりますよ。はい結構ですという話ではないですから。百六十何人かの総代さんがいる訳ですから、トップが一人来て結構です、どうぞ、という話ではないですけども、少し接触してみるという形しかない訳です。

宮地委員長

はい、どうぞ、風間委員。

風間委員

これ、この問題は黒沢川だけの問題ではないというふうに思っています。私のところ、明日以降から始まる角間の方もですね、私はあんまりこういう立場で言っちゃいけないんですけども、最終的に残っていく問題は利水だろうというふうに考えているんです。そうなった時にやっぱり同じ財政支援の問題が出てくる。その額もですね、ワーキンググループの方で計算されれば、おそらく私が想像するに、もし河川改修によるそういう方策をやったときに利水はいくらの資金が必要なんだという計算が出された時に、その額というのはおそらく莫大なものになる可能性、私はあると思っているんですよ。そうなった時に、幹事の皆さんはですね、或は県、或は知事が、県が財政支援しましょうと言ってくれたとしてもですね、これ黒沢もやる角間もやるあっちもやるこっちもやる、こんなことをやっていたら、じゃあ結局ダムいくつも造るも同じじゃないというようなことになっちゃうんですね。私は今考えているのは、この検討委員会のその位置づけといいますかね、方向性も新たな場面に来ているんじゃないかなと。つまり、例えば浅川とか砥川は非常に議論も紛糾して、賛成派、反対派、およそ半々くらいな割合で、非常に議論が分かれた訳です。ですが、今やっている河川については、比較的一本化が望めるような状況になってきている、或いは望めそうだとということで地元の一部会がそれを望むんだということであれば、地域の人達がそれを望む、しかしお金がかかりそうだと、県にばかりに頼る訳にはいかない、ではどうするんだと。これはやはり長野県の中に、せっかくできた治水・利水検討委員会というのが、新たなステップ、段階を踏んで、国にですね、これはいろいろ私も検討してみたが、県に頼ってももうアップアップだと、国の方にもこれはある程度の財政支援を求めていかざるを得ない状況になったという説明をしながら、新たな国の施策の転換を求めめる方向をこの治水・利水検討委員会で国に対して要望していく局面を迎えているんじゃないかなという私は感じがするんです。浅川や砥川の場合はですね、委員の中でもいろいろな意見あったんで、それはちょっと難しかったかもしれませんが、他の河川の方については私はそういう方向性だって有り得るし、またそれを解決しなければ、県の財政支援だけに頼っていたって到底解決するような問題じゃないと思うんですよ。それができないとなれば、ではまたダムに戻ってくるんですよ。せっかくのそのできそうな選択肢がありながらも、自ら破棄をしていくというような方向というのは、私はあまりにも悲しい方向性じゃないかなと思うんですよ、そう思います。

宮地委員長  
どうぞ。

大熊委員

私も今、風間さんのお話にかなり賛同するところある訳です。結局、財政の問題もありますが、やはり河川砂防技術基準（案）に則らないといけないだとか、維持流量が0であっちゃいけないだとか、そういういろいろな制約の中で議論していると、結局そうならざるを得ないということになるのであって、やはりもう一度、治水というのを本当にどうするのかというところから考え直していかなくちゃならないんじゃないのかなと思います。私は前々から今のダム分くらいはですね、余裕高食い込めばいくらでも流せるじゃないかと言っているわけです。その余裕高の考え方も絶対に変えようとしな、そういうところをやはり考え直していかない限り、今の日本における、これは長野県だけじゃないです、他の日本国中の川で同じなんです。だから、そういうところを考え直すべきであるということここから提言していかない限り、解決が見つからないんじゃないのかなと私は考えています。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

高橋委員

財政ワーキングの座長さんにお聞きしたいんですが、試算をする場合ですね、県の支援策というのをどういうふうに捉えて試算する予定なのか。ダム債って言っていますよね。

宮地委員長  
脱ダム債ですか。

高橋委員

脱ダム債ですか。僕、よく内容は分かりませんが、ある人に聞くと、その支援は2%とか3%。例えば利水の場合ね。ダムだと何%というのに対して何%の単位ですよ。そうしますと、市町村長さんはとても今のこういう計画ではダム債くらいではやれないという意見がある訳ですよ。ですからその辺、財政ワーキングが主となって、そういうものを県とね、ある程度やって頂かないと。どうも見通しもないのに一生懸命やっていても。

五十嵐委員

県はこの点に関しては、言葉は最大限尊重するとか、努力するとか言ってますが、全然信用してませんよ。要するにね、利水に関してですよ、これ地元負担なんですよ。2%、3%、ボーナスとか少しあるかもしれないけれども、4対6とかですね、そういう感じは全然ないですよ、正直言って。今までのところ。今後、それこそ幹事会でこういうことは議論ちゃんと乗ってくれるんですかね。抽象的に支援するというのはいいですよ。ただ市町村と県との関係で何対何。国については何割要望する。新河川法方式があるとかをもってですね、そういうこと踏み込まない限り、本当に今までのところはまだ信用してませんね、県の支援は。と言うのは県議会で否決しますよ、本当に。こんなところに40億出すとか、何十億、仮に言い出したらすよ。それこそ角間川だけではないんですよ、あちこちで、これだけだったら何百億になるんですよ。どうして県議会通せるんですか、こんなもの。予算組めないと思いますよ、全然。

高橋委員  
部会で生の話していいですかね、そういう。

五十嵐委員  
分かりませんよ。

高橋委員  
困りますよ、部会長は。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

松島(貞)委員  
例えばですね、郷土沢でこの間も私発言したんですが、110億のダム造るのに地元町村は8,800万円で良いんですよ。そのことによって、貯水もできて水ももらえる。じゃあ利水、維持流量が0でよければ違う方法もあるかもしれませんが、しかし利水で寄与するとそれが30億だと。30億引く8,800万円の残ったのを、県が財政支援してくれるとんとんだらうと、最終的には、そういう財政支援を県に要望するという、最終はそういう答申でなければしょうがないのかなというふうに思うんですよ。

五十嵐委員  
実施するという保証は全然ないですよ。

松島(貞)委員  
ところが、それができないという話になった時は県の財政、県の予算そのものを我々が議論しないといかん話になってしまう。どこまで踏み込めるのか非常に難しい問題だというふうに思う。それで、石坂利水ワーキングの座長が、それも含めてもう少し例えば違う方法があるのかどうかというようなことを提案すべきかなということになっておると思うんだけれども、その辺のところは今言われるとおり、委員会の限界、部会の限界というのをどう考えているのか、非常に難しい問題だと思います。

宮地委員長  
それはありますね。はい、どうぞ。

石坂委員  
私もそういう点で先程申し上げたのは、例えば今までのいろいろな議論の中でも、例えば浅川ダムもそうなんですけど、ダムを止めた場合、ダムでカットする予定だった100m<sup>3</sup>を全部遊水池でとか、すぐ、そういう機械的な議論になるんですけど、例えば今話が出ています利水ダムとかそういうお話についてもですね、治水、利水の目的と現状を再検証した場合に治水の方はなんとか他の方法でカウントできるけれども、利水の方は、じゃあ、残った部分を利水ダム、当然そういう考え方もありですけど、本当に当初予定したとおりの量でそれを利水ダムとかため池とかいう形でしか方法がないだろうかということも含めて、検討していかないかね。そこだけどんどん押して行きますと、今の議論の繰り返しになっていく訳ですよ。ということも含めて、利水ワーキングもあるので、そういう選択肢を深めていくという点で検討もしてみたいということです。

高橋委員  
分かりますけどね、そういうことで検討して答申したところが、結果として元に戻った訳ですよ。ですから、僕は基本高水にあんまり時間をかける必要はないだろうと。そこは計画通りいきましょ。そういう矛盾がありますから一概に言えない訳です。

宮地委員長  
竹内委員、どうぞ。

#### 竹内委員

利水ワーキングでそうやってやって頂くことは良いんですけど、いろいろな方法を検討して困っているのが部会でして、ですから利水に関して、利水ダムだけにとか、そういうことじゃなくて、一つの手法としてそれが出てきたということであって、他のいろいろなことをやっているけれども、とにかく困っていると。ただ、私としては、先程水利権の問題とかありましたよね。これは問題点として国の制度の問題とか、そういうことに対して、当検討委員会が問題提起をして、ものごとやっていくというのは良いんですけど、現実的に、ではそのことが利水の組合とか、利水の権利者に理解頂けるのかどうかと。ですから、部会とすれば、ある川からですね、権利を頂いてやるのが望ましいと言ってみても、結論とすれば、出たことにならない訳ですよ、部会とすれば。それはあくまで可能性をただ言ってみるに過ぎない。地元の皆さんがそれで納得するかというと納得しない訳ですよ。ですからその点はやはり、とことんまで可能性を利水の水源はどこにあるのかということを一先懸命検証して、その場合には当然費用の問題も出てくるでしょうし、とことんやって、にっちもさっちも行かない時にどうするかという問題が残るにしても、そういう基本的な姿勢でとにかくやってみて、その場合、今言われたように県はお金どこまで見てくれるんだという話は利水事業者は市町村ですから、そのところで問題は出るにしても、とにかく、それまでにはその問題点を、今郷土沢川の場合には、とにかく委員の皆さん、問題点はここに最後はあるんだよ、ということまでやっぱりお互いに納得する線を今やっているということであって、最終的にはやっぱり同じ問題、私も出てくると思います。

#### 宮地委員長

黒沢も話進んでますからね。かなり困っておられると思うんですが。どうぞ。

#### 宮澤委員

私も同じ問題で、部会で苦労した、過去にそういう苦労をした人間として、やっぱり部会ではそこまでが限度ではないかなと思います。今残っているダム、比較的ダムはなくなってきている中で、残っているのは全部利水関係のダムですよ、全国的に見ましても。私も砥川の結論を出す時に、この問題は最終的に絶対なるなということで、その時にも大変、エキサイティングになったということも記憶にあります。今このどこが問題なのか、例えば国土交通省だけの問題じゃないですよ、これ。やっぱり国全体の問題ですよ。1省じゃなくて。そこら辺のところ、この検討委員会でその問題をもっと揉んで、今利水ワーキングで詰めて頂く問題も当然あるでしょうし、そういう中でやっぱり、この検討委員会から全国に発信するということは当然、私はした方が良くと思います。かと言って、部会の段階でそれまでということになってくると、利水問題は県で負担できないから国が負担するから、多目的ダムにして残しているんだという、実態はそういう状態でしょうから、ここら辺の現実問題も含めながら、問題点を列挙しながら進めて行くというような状況しか部会の結論は出せないんじゃないだろうかなと、こんなふうに思います。県の段階でも今の財政の状況からすれば、具体的に幹事会をいくらケツ叩いても、なかなか答えが出てくる問題ではないような気がするんですよ。ですから、先程石坂委員が言われたように部会としてはこういう課題を提案して、ひとつの課題提起で終えておくというようなのが現実問題としては仕方ないところなんじゃないだろうかなと、私自身も経験の中で感じたところであります。

#### 宮地委員長

部会長、いかがでございますか。

#### 高橋委員

ちょっとお伺いしたいんですが、黒沢の場合は維持流量0の話は別として、支援の問題、それから、水利権の問題についてはある期間を区切って、この間に解決して頂きたいとい

うことで委員会に投げかけたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

宮地委員長

期間というのは例えばどういう。この委員の任期が6月までですね、それまでに。

高橋委員

報告書にね、私どもは報告書、それから答申の中にそれを入れて頂ければ良い訳ですよ。

宮地委員長

それからは先の話として。

高橋委員

ですから、1年でも2年でも、期限は検討して頂いて結構ですが、そういう条件を付して部会から委員会に報告をしたい。こう思いますけれども、いかがなものでしょう。

宮地委員長

そうですね。今この段階ですぐそういうふうに見えるかどうか分かりませんが、最終的な報告はそうなったとしても、それはそういう方法もあり得るんじゃないでしょうか。ただ、今日の委員会の議論ではまだまだやっぱり部会としてご議論頂きたいことはあるという話でございましたので、その辺のことをやっぱり、いろいろとご議論頂いた上で、そこに落ち着くというのはやむを得ないかもしれんと、私も思います。今の段階でそれで結構です、という話が終っちゃう可能性がある訳ですね。ですから、当面のところは可能ところについては、県の支援もここをやってくれという積極的なお話を出されるとかですね、検討委員会の中でも、今の段階で黒沢川部会もこれで終りだなんていうふうに思っていないと私も思いますが、利水ワーキングの方からもご支援もありましたので、その辺のお話をもう少し待ちながら結論をお考え頂きたいと私は思うんですが、どうでしょうか。どうぞ。

五十嵐委員

ここで決定できる事項でもないし、いろいろ組織論にも関わるんじゃないけど、例えば行政改革委員会とか道路公団の地方分権でも、一旦答申した後、少し小規模にして監視委員会みたいのを設置しておきましてですね、答申したことがどのくらい実行されているかということを監視するというのもあります。例えばそういう形で点検していくというののもひとつの方法としてあると思います。ただここで提案していいのかどうか。

宮地委員長

そういうご提案もあったということをちょっとお伝え頂いてですね、つまりここで投げってしまう訳ではないと。それで部会長、よろしゅうございますか。

高橋委員

委員会で重視するかしないかは別として、部会としては一応出しておきます。

宮地委員長

はい、分かりました。はい、どうぞ。

風間委員

竹内さん、そしてまた宮澤さん、また石坂さんの方からもお話があった訳ですけども、そうしますと、これから部会を進めて検討委員会に上げる報告を作成するにあたって、最終的に絞り込む訳です。絞り込めるところまで絞り込むんで、最後に代案という形になる為には、ひとつのクリアーしなければいけない問題があっても、それはひとつの問題提起として残しつつ、報告としてまとめてもいいということで、出してもいいということでよ

ろしいんでしょうかね。そういうことであれば。

宮地委員長

私の感じはね、部会の方でそこまで進めてしまう前に、そういう問題はありそうだと思うたら、やはり委員会の方に一遍投げて頂く。これは必要だと思うんですがね。

風間委員

その投げる時間が。

宮地委員長

ですから、その辺はね、時間がというより、僕はそここのところは投げて頂かないと委員会としては、向こうで結論出したものをもらったって、いろいろまた困ると思うんですよ。ですから、そういう意味で一遍投げかけて頂いて、当然黒沢のようにね。こういう方向で部会としてはまとめるしかない、そういう方向になるんじゃないかと私は思うんですが、どうでしょう。

風間委員

分かりました。

宮地委員長

はい、どうぞ。

植木委員

ある程度これから検討委員会は開かれていくんだろうと思うんですが、一応、基本的には部会はこういう方向にいきますよということを投げかけて、それはもうちょっと検討してくれということになると、戻してやるということ、例えば11月、12月にかけてやっていくということで良いんですね。

宮地委員長

私は、実は浅川、砥川の場合にそれがちょっと足りなかったという実感をもっております。ですから、できればそういうことをやっておいた方が良く、それでないとやっぱり、結論を急ぐ時間的な方向だけに縛られますので。

植木委員

そうしますと、最終的なこちらへの報告は12月で終らない可能性も出てきますね。

宮地委員長

そういうことになりますね。

植木委員

よろしいですね、そういうことでね。

宮地委員長

それは僕はやっぱりね、時間の問題の為に議論をはしょっちゃいけないと思っています。但し結論が出る問題と出ない問題はやっぱりあります。どうしても判断できないこともあると思います。そういう時にはそういう手を取る。委員会としてもまさに同じですよ、これは。そう思っています。よろしゅうございますか。

植木委員

はい。

宮地委員長

大分、難航致しましたが、ちょっと曖昧な点もございますけれども、またやっているという議論が出ると思います。それでは、黒沢の方についても今のようなお話をお願いをしたいと思っております。ところで実際に次回の委員会ですが、部会の方はどんどん進んでいく訳です。次回の委員会はですね。委員の皆様方のご予定を書いたのを配るんですけども、それで決めたいと思います。それでやっぱり、年内にできれば1, 2回のことを考えて頂いた方が、部会が急速に進む可能性がございますので、よろしいかと思っているんですが、11月中に委員会はできますかね。県会が12月5日に開会で何日か続くようがございますね。初めの方なら良いらしいですが、例えばですね、私さっきちょっと見たところでは、12月6日の金曜日なんていうのは、比較的×が少ないと思いますんですが、どうでしょう。こういうところととにかく一遍委員会やっておいて。そうすると、部会の方の話もいろいろあるでしょう。そしてもしできればですね、12月の年末頃の25、26日あたりで、1回考えてみたら少しまとまる場所もできるんじゃないかと、こんな感じがしておりますが。具体的には、25日と26日、どちらの方が良いんですか。25日の方が良いのか。

田中治水・利水検討室長

そうですね、25日の方が出席される委員さんが多くなります。

宮地委員長

五十嵐さんおられない。12月6日、次回は予定を致します。それで年内に25日頃がどうもよさそうなんで、25日またご都合がいろいろ変わるかも分かりませんが、一応25日はその次の話という予定をしておいて頂けませんでしょうか。ご出席難しい方もおいでになることはよく承知しておりますが。

大熊委員

私はちょっと無理です。

宮地委員長

はい。それじゃあ12月6日、金曜日と12月25日、一応ご予定をお願い致します。そこでやることは、部会の話がございますし、それから、清川の先程の公聴会のような話が少し具体的に進むかも分かりません。それから、薄川の方もその辺までには報告が出せるんじゃないかと私は予想しておりますけれども、ちょっとそれはやってみないと分かりませんけれども。よろしゅうございましょうか。それでは、予定致しました議事はこれで終りなんです、何か委員の方からございましょうか。ございませぬようでしたら、本日の会議を終了致します。ちょっと時間を超過致しまして申し訳ございませんでした。ありがとうございました。